

# 令和7年度修了考查

## 試験問題

### 〔第一問・第二問〕 〔会計に関する理論及び実務〕

#### 注意事項

- 1 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目的受験は認めません。この場合、最長3年間、修了考查の受験が禁止されます。
- 2 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 3 この冊子は、1頁から20頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。解答には、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)を使用してください。黒インクのボールペン又は万年筆以外で記入した答案は無効とします。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
- 7 自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 8 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 9 問題に関する質問には一切応じません。
- 10 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 携帯電話、スマートウォッチ、スマートフォン及びタブレット端末等の通信機器の使用はできません。必ず電源を切り、カバン等にしまってください。
- 12 受験に必要なものは机上及び机中から撤去してカバン等にしまい、衣服のポケット等には何も入れないでください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。これらに反した場合は、不正行為とみなします。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
  - (1) 筆記用具  
黒インクのボールペン又は万年筆(5参照)並びに修正液及び修正テープ  
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
  - (2) 腕時計又は懐中時計  
机上に置いて使用してください。時計機能のみのものに限ります。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
  - (3) その他のもの  
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの)1台
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。

■無断での複製、転載、頒布等を禁じます。

令和7年度修了

令和7年度修了

令和7年度修了

(満点 300 点) (第二問とあわせ)  
時間 3 時間

## 第一問 (150 点)

A 株式会社(以下「A 社」という。)は上場会社であり、A 社グループ(A 社及び連結子会社)は食料品の製造・販売を営んでいる。

A 社は、競争が激化する事業環境の中、種々の経営施策を検討している。具体的には、保有不動産の売却による財務指標の改善、年金制度の見直し、工場設備の更新投資及び事業の選択と集中のための子会社株式の売却(事業からの撤退)である。

A 社の 20X1 年 4 月 1 日から 20X2 年 3 月 31 日までの事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表及び連結財務諸表の作成に関して、上記経営施策に関する、以下の **問題 1** から **問題 4** の各設問に答えなさい。

### [解答上の留意事項]

1. 会計処理及び表示に関しては、特に指示がない限り原則的方法による。また、金額の重要性は考慮しない。
2. 計算の結果として生じた百万円未満の端数は、四捨五入する。
3. 問題文に指示がない限り、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、個別財務諸表及び連結財務諸表を作成している。
4. その他、問題文に記載のない事項は、考慮しない。

### [前提条件]

1. A 社及び各連結子会社の決算日は、3 月 31 日である。
2. A 社が作成する連結財務諸表のための個別財務諸表の修正に関しては、特に指示がない限り、当年度の法人税等として納付すべき額に影響はない。
3. 解答に当たって、**問題 1** から **問題 3** については、税効果会計及び消費税等を考慮しない。
4. 四半期決算等の期中決算は考慮しない。

**問題 1** 次の会計基準等に基づき、以下の **問 1** から **問 3** の各設間に答えなさい。

- ・企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」
- ・企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(以下、「リース適用指針」という。)

[資料]

**① 不動産取引の概要**

A社は、保有不動産のうち特定の不動産について、活況を呈する不動産市況の中、20X1年12月の取締役会にて当該不動産を売却する方針を決議した。

A社は、売却先を複数打診した結果、A社グループ外のB株式会社(以下「B社」という。)に対して売却する方向となったため、20X2年3月の取締役会においてB社への売却を決議した。その後、B社との不動産売買契約を20X2年3月20日に締結し、20X2年3月31日に移転登記を完了した。また、同日に売却代金全額をB社から收受した。

さらに、A社は、継続的に当該不動産を当面の間使用し続けることを目的に、B社との間で、不動産賃貸借契約を締結し、不動産賃借を行う。

**② 不動産売却取引**

A社の保有する当該不動産の20X2年3月31日現在における帳簿価額は、15,000百万円であったが、A社は不動産鑑定会社に対して不動産鑑定評価書の作成を依頼し、鑑定評価書を入手した。当該不動産の鑑定評価額は20,000百万円であったため、売却価額は鑑定評価額と同額の20,000百万円とした。

**③ 不動産賃貸借契約内容(賃借料)**

不動産賃貸借契約の賃借料は、上記②において入手した鑑定評価書における、近隣の不動産相場を基に算定している。当該賃借料は相場の変動に合わせて見直しされる。

不動産賃貸借契約による当初の年間賃料は1,000百万円である。

**④ ファイナンス・リース取引か否かを判定するための条件**

- ・鑑定評価書における土地と建物の時価

建物： 8,000百万円

土地： 12,000百万円

- ・追加借入利子率： 3 %
- ・不動産賃貸借契約：20X2年4月1日から10年間
- ・解約不能期間： 10年
- ・当該建物の残存使用年数：20年

**問 1** 上記[資料]に基づき、不動産に係るリース取引の会計処理に当たって、リース料総額を建物及び土地に分割し、建物について、計算過程と金額をそれぞれ答えなさい。分割方法は、リース適用指針第99項(3)「全体のリース料総額から土地の時価に借手の追加借入利子率を乗じた額の総額を差し引いた額を、建物等のリース料総額とみなす」による。

なお、不動産賃貸借契約では上記[資料]③に記載のとおり、賃借料は相場の変動に合わせて見直しがされることとなるが、計算に当たっては、将来の変動の可能性及び割引は考慮しない。また、建物及び土地の時価は、上記[資料]④を参照する。

**問 2** 上記[資料]に基づき、不動産賃貸借契約がファイナンス・リース取引に該当するか否かについて、(1)経済的耐用年数基準、(2)現在価値基準それぞれの計算過程と判定の数値基準(%)（注：リース適用指針上は「概ね」として定められている。）を答えなさい。併せて、判定結果がファイナンス・リース取引に該当するか否かを判断し、答案用紙の「該当する」又は「該当しない」のいずれかのマーク欄を塗りつぶしなさい。なお、割引は考慮しない。

**問 3** 不動産賃貸借契約がファイナンス・リース取引に該当する場合、以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

(1) セール・アンド・リースバック取引において、不動産の売却益相当額はどのように処理されるか、リース適用指針における取扱いについて、以下の[選択肢]から選び、その記号を塗りつぶしなさい。

[選択肢]

- Ⓐ 金融取引として処理し、売却益は計上しない。
- Ⓑ 長期前受収益として繰延処理し、リース資産の減価償却費の割合に応じ減価償却費に加減して損益に計上する。
- Ⓒ ファイナンス・リース取引であったとしても、オペレーティング・リース取引の場合と比べ、特段の処理の差はなく、売却益を計上する。

(2) 以下の文章はファイナンス・リース取引に該当する場合の処理方法を記載したものである。文中の( A )から( C )に当てはまる適切な用語を答えなさい。

リース料総額は、原則として利息相当額部分とリース債務の元本返済額部分とに区分計算し、前者は( A )として処理し、後者はリース債務の元本返済として処理する。利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法は、原則として( B )による。( B )とは、各期の( A )相当額を未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法である。当該利率は、リース料総額の( C )が、リース取引開始日におけるリース資産(リース債務)の計上価額と等しくなる利率として求められる。

**問題 2** 次の会計基準等及び[資料]に基づき、以下の **問 1** から **問 4** の各設間に答えなさい。

- ・企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」(以下、「退職給付会計基準」という。)
- ・企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」
- ・企業会計基準適用指針第 1 号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」
- ・実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」

#### [資料] 退職給付に関する事項

A 社は、規約型確定給付企業年金制度(DB 制度)を採用している。20X2 年 3 月期において、将来のリスク抑制、従業員間の公正性と納得性の向上、年金受給方法の多様化を図りながら、年金制度を安定的かつ持続性のあるものとするために、DB 制度の一部を確定拠出年金制度(DC 制度)へ移行した。制度移行前の退職給付債務等の状況は以下のとおりである。(以下の個別財務諸表と連結財務諸表に係る数値は A 社のみを対象として記載しており、連結子会社は考慮しない。)

(単位：百万円)

[個別財務諸表]	[連結財務諸表]
年金資産 800	年金資産 800
未認識数理計算上の差異(不利) 200	退職給付に係る負債 200
退職給付債務 1,000	退職給付債務 1,000

制度移行の内容は以下のとおりである。

- ・DC 制度への移行は、給付額の 30 % 部分であり、過去給付相当分も含まれる。
- ・消滅する退職給付債務は 300 百万円であり、一時処理すべき未認識項目は退職給付債務の比率で按分する。
- ・移管に必要な年金資産は、320 百万円である。移管部分に係る年金資産の実際残高は 240 百万円と評価されたが、A 社が全額補填するため、積立不足額 80 百万円を現金預金にて一括拠出し、積立不足を解消した。
- ・DC 制度に移行しない DB 制度の企業年金規約の一部を見直し、給付増額を行うこととした。
- ・DC 制度移行後の DB 制度に係る規約見直し前退職給付債務は 700 百万円、規約見直し後の退職給付債務は 800 百万円と算定された。

これら一連の行政手続は、20X2 年 3 月 31 日までに完了し、移行処理は、全て 20X2 年 3 月 31 日に実施されている。

また、A 社では、過去勤務費用の会計処理方法は、5 年間の定額法で償却する方法を採用しており、当該移行に伴う償却は 20X2 年 4 月 1 日に開始する。

**問 1** 20X2年3月31日時点の個別財務諸表における以下の①から④の内容に関する仕訳を次の勘定科目を使用して答えなさい。なお、該当仕訳がない場合は、「借方科目」記入欄に「仕訳なし」と答えなさい。

退職給付費用 現金預金 退職給付引当金 退職給付に係る負債 退職給付に係る調整額

- ① 終了に伴う損益計上
- ② 消滅した退職給付債務に係る未認識数理計算上の差異の処理
- ③ 積立不足額80百万円の一括拠出額の処理
- ④ 過去勤務費用の会計処理

**問 2** 20X2年3月31日時点の連結財務諸表における以下の①から④の内容に関する仕訳を上記**問 1** の勘定科目を使用して答えなさい。なお、該当仕訳がない場合は、「借方科目」記入欄に「仕訳なし」と答えなさい。

- ① 終了に伴う損益計上
- ② 消滅した退職給付債務に係る未認識数理計算上の差異の処理
- ③ 積立不足額80百万円の一括拠出額の処理
- ④ 過去勤務費用の会計処理

**問 3** 退職給付会計基準上、個別財務諸表と連結財務諸表では異なる取扱いを定めている。以下の文章はその違いを説明したものであるが、文中の( A )から( H )に当てはまる適切な用語を答えなさい。

- ① 個別財務諸表
  - ・個別財務諸表において、( A )及び( B )は負債には計上しない。
  - ・退職給付会計上、負債として計上される場合の勘定科目は( C )、資産として計上される場合の勘定科目は( D )として計上する。
- ② 連結財務諸表
  - ・連結財務諸表において、( A )及び( B )は負債に計上する。
  - ・退職給付会計上、負債として計上される場合の勘定科目は( E )、資産として計上される場合の勘定科目は、( F )として計上する。
  - ・未認識項目は、(税効果控除後の金額を)( G )として計上し、当期に損益計上された部分については、( H )を行う。

**問 4** 国際会計基準(IAS)第19号「従業員給付」では、①過去勤務費用、②制度改定時の制度資産及び負債の評価に関して、退職給付会計基準とは異なる取扱いを定めている。①及び②について、退職給付会計基準と異なる内容を答えなさい。

**問題 3** 次の会計基準等並びに[資料]に基づき、以下の **問 1** から **問 4** の各設間に答えなさい。

- ・企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準」
- ・企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(以下、「減損適用指針」という。)

[資料]

**① C工場に係る事項**

A社は、C工場において甲製品を製造している。甲製品の設備Dは、前年度末である20X1年3月31日時点で、事業の用に供してから4年が経過していた。当初、当該設備は10年継続して使用する予定であった。

A社は、C工場を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として扱っている。減損会計適用上、主要な資産は当該設備としている。これまで減損の兆候はなかった。

近年競争の激化により、更なる競争力の向上を目的として、20X2年3月期の取締役会において、現在使用中の設備Dに替えて、2年後の20X4年3月末に、新設備Eを導入することを決議した。当該設備の更新により、設備Dは20X4年3月末に除却する予定であり、それまでの期間は使用し続ける。このことにより、C工場には減損の兆候があると判断している。

設備D及び新設備Eは以下の状況である。なお、本問において、C工場における設備D及び新設備E以外の固定資産は考慮しない。

設備D 取得原価：1,000百万円

減価償却方法：定額法

耐用年数：10年

残存価額：ゼロ

20X1年3月末(前年度末)の帳簿価額：600百万円

新設備E 20X4年3月取得予定 取得価額 2,000百万円 20X4年4月から12年間の使用を予定

**② 減損会計適用上の資料**

C工場の今後の割引前将来キャッシュ・フローは以下を見込んでいる。

20X3年3月期：+200百万円

20X4年3月期：+200百万円(以下の設備Dの除去費用を除く)

20X4年3月期における設備Dの除去費用： $\triangle$ 100百万円

設備Dの20X4年3月末における処分予定価額：ゼロ

20X5年3月期以降12年間：毎年+250百万円

税引前割引率は5%である。

**問 1** 20X2年3月期における減損損失の認識の判定結果を計算過程とともに答えなさい。なお、判定結果は、答案用紙の「認識する」又は「認識しない」のいずれかのマーク欄を塗りつぶしなさい。

**問 2** 上記 **問 1** で判定結果が「認識する」の場合には、減損損失金額を計算過程とともに答えなさい。判定結果が「認識しない」の場合には、減損損失金額を0と記載しなさい。

なお、各年度の割引後将来キャッシュ・フローを算定するための割引現価係数(割引前将来キャッシュ・フローを基に割引後将来キャッシュ・フローを算定するための係数)は以下を使用する。

1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
0.95	0.91	0.86	0.83	0.79

**問 3** 上記[資料]に次の[追加の条件]を加えた場合、20X4年3月における割増退職金を減損会計上、将来キャッシュ・フローの計算において考慮するか否か判断し、答案用紙の「考慮する」又は「考慮しない」のいずれかのマーク欄を塗りつぶしなさい。また、そのように判断した理由を、減損適用指針で定められた将来キャッシュ・フローの見積りに関する規定を踏まえて述べなさい。なお、減損適用指針の項番号を記す必要はない。

#### [追加の条件]

新設備Eの導入に合わせて人員の合理化計画を策定し、割増退職金の支払を20X4年3月末に見込んでいる。当該支出は20X2年3月期の取締役会において決議しており、不可避のものである。

なお、減損適用指針第36項において、将来キャッシュ・フローは、「企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る」とされている。

**問 4** 以下の(1)から(3)の各設間に答えなさい。

(1) 20X3年3月期における減価償却費の金額を算定しなさい。

(2) 20X3年3月期の損益計算書上の減価償却費の計上区分について、A社経理部長は、特別損失として計上することができるか検討している。

特別損失に計上することは可能か否かを判断し、答案用紙の「可能である」又は「可能でない」のいずれかのマーク欄を塗りつぶしなさい。

(3) 上記(2)の理由を述べなさい。

**問題 4** 次の会計基準等に基づき、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

- ・企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準」
- ・企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」
- ・企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」
- ・企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」
- ・移管指針第 4 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」

[前提条件]

- ・A 社では、20X1 年 3 月期以前に納税申告書における調整項目はない。
- ・A 社は、企業会計基準適用指針第 26 号で定める分類 3 の会社であり、将来の合理的な見積可能期間は 5 年である。
- ・繰越欠損金につき課税所得から毎期控除できる金額は課税所得の 50 % である。
- ・法定実効税率は 30 % である。
- ・消費税等は考慮しない。
- ・資料に記載された事項以外は考慮しない。

**問 1** 次の[資料1]に基づき、以下の(1)から(3)の各設間に答えなさい。

[資料1] 個別財務諸表に関する事項

A社の20X2年3月期における20X7年3月期までの税引前当期純利益等の発生見込額及び一時差異の解消見込額は以下のとおりである。なお、20X2年3月期末の繰越欠損金の解消見込額は記載していない。

(単位：百万円)

	実績	見込み					
		20X2/3	20X3/3	20X4/3	20X5/3	20X6/3	20X7/3
税引前当期純利益	1,200	1,250	1,300	1,300	1,300	1,300	1,400
交際費等(損金不算入額)		10	15	15	15	15	15
<b>20X2年3月期将来減算一時差異及び解消見込額</b>							
貸倒引当金繰入限度超過額	200	—	▲200	—	—	—	—
投資有価証券評価損	300	—	—	—	—	—	—
退職給付引当金	1,000	▲150	▲150	▲150	▲150	▲150	▲150
資産除去債務	300	—	—	—	—	—	—
<b>20X2年3月期将来加算一時差異及び解消見込額</b>							
有形固定資産計上除去費用	300	▲15	▲15	▲15	▲15	▲15	▲15
<b>20X2年3月期繰越欠損金残高</b>	2,000						

- (1) 20X2年3月期における将来減算一時差異のうち、退職給付引当金と資産除去債務について、分類3の会社における繰延税金資産の回収可能性の取扱いについて、答案用紙の「違いがある」又は「違いがない」のいずれかのマーク欄を塗りつぶし、そのように判断した理由を述べなさい。
- (2) 20X2年3月期における将来減算一時差異について、繰延税金資産として計上する金額を計算過程とともに答えなさい。
- (3) 20X2年3月期における繰越欠損金に係る税効果について、20X3年3月期の課税所得に基づき繰延税金資産として計上する金額を計算過程とともに答えなさい。

**問 2** 次の[資料2]に基づき、以下の(1)から(3)の各設間に答えなさい。

[資料2] 連結財務諸表に関する事項

- ・A社は、6年前に製薬業を営む国内子会社F社株式を取得した(100%持分)。
- ・取得価額1,000百万円、取得時点の対象会社の純資産額800百万円、時価評価の対象となる資産・負債はなかった。
- ・取得時発生のれんの償却は10年(20X2年3月末で6年経過)である。
- ・20X2年3月期の取締役会にて、当該事業から撤退し、F社株式の全てを第三者であるG社に2,000百万円で売却することを決議した。
- ・F社株式を20X2年4月1日に売却し、個別財務諸表上、F社株式売却益を1,000百万円計上した。
- ・20X1年3月期以前においてはA社はF社株式を売却することが可能であるものの、売却する意思はなかった。
- ・連結財務諸表における20X2年3月期末におけるF社に係る取得後利益剰余金は500百万円である。

(1) 取得時に連結上発生したのれんについて、連結財務諸表上、取得時点において税効果に関する処理を行うか否かを判断し、答案用紙の「行う」又は「行わない」のいずれかのマーク欄を塗りつぶし、そのように判断した理由を述べなさい。

(2) 20X2年3月期において、連結財務諸表上求められるF社株式投資に係る税効果の仕訳を以下の勘定科目を使用して答えなさい。

法人税等調整額	繰延税金負債	子会社株式売却益	F社株式
---------	--------	----------	------

(3) 20X3年3月期において、連結財務諸表の作成上求められる、個別財務諸表で計上されたF社株式売却益1,000百万円についての修正仕訳を上記(2)の勘定科目を使用して答えなさい。

(満点 300 点) 第一問とあわせ  
時間 3 時間

## 第二問 (150 点)

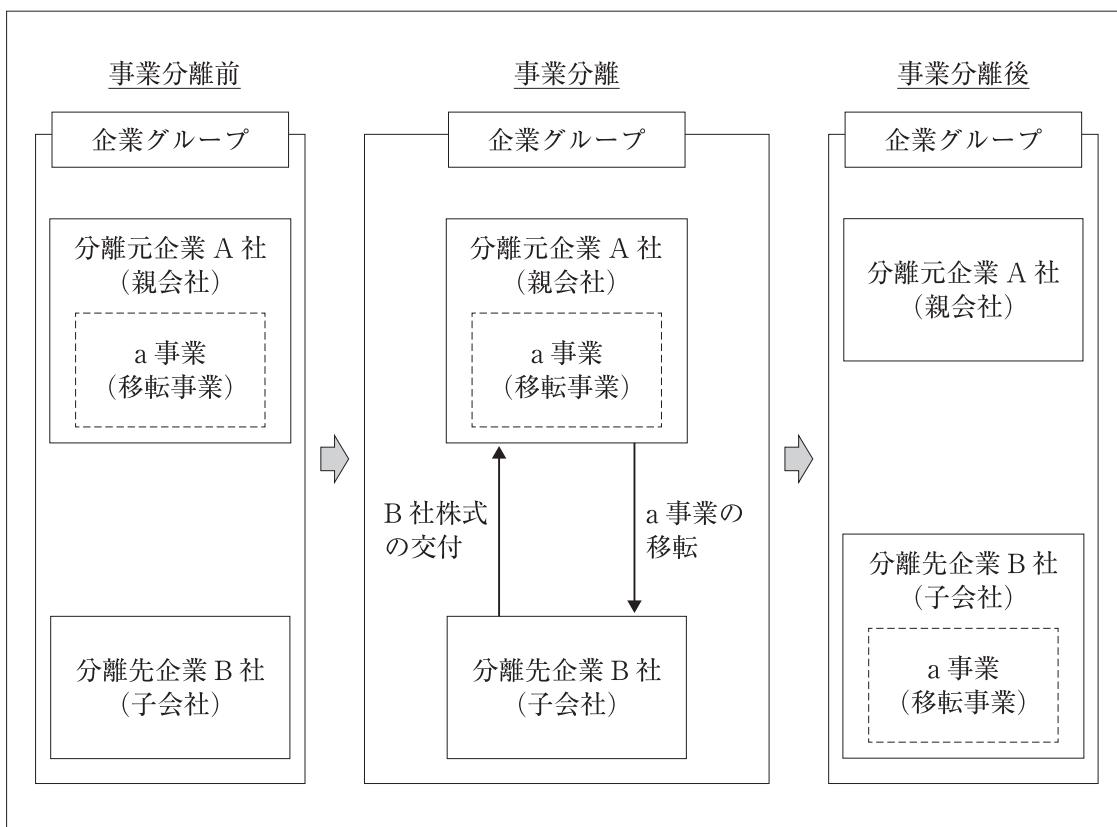
**問題 1** 次の会計基準等に基づき、以下の **問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

- ・企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」
- ・企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」

### [前提条件]

1. 分社型吸収分割により、分離元企業 A 株式会社(親会社、以下「A 社」という。)は a 事業を分離先企業 B 株式会社(A 社の 100 % 子会社、以下「B 社」という。)に移転し、対価として B 社株式を受け取った。A 社は当該 B 社株式について売却の予定はない。

### 事業分離のイメージ



2. 当該取引は共通支配下の取引(完全親子会社関係にある組織再編)であり、A 社は移転した a 事業に関する投資がそのまま継続すると考えている。
3. 税務上、当該会社分割は適格分社型分割に該当する。
4. 法定実効税率は 30 % である。

5. A 社の a 事業移転前の貸借対照表、及び B 社に移転する a 事業の内容等は次のとおりである。  
 なお、( )書きは、繰延税金資産又は繰延税金負債を生じさせる資産又は負債の名称を示しており、繰延税金資産と繰延税金負債を両建表示している。

A 社の a 事業移転前の貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
現金預金	400	繰延税金負債(投資有価証券)	30
棚卸資産[注 1]	50	資本金	600
繰延税金資産(棚卸資産)	15	利益剰余金	165
投資有価証券[注 2]	200	その他有価証券評価差額金	70
B 社株式	200		
合 計	865	合 計	865

B 社に移転する a 事業

(単位：百万円)

棚卸資産[注 1]	50	繰延税金負債(投資有価証券)	30
繰延税金資産(棚卸資産)	15	その他有価証券評価差額金	70
投資有価証券[注 2]	200		

[注 1] 税務上の帳簿価額は 100 百万円である。

[注 2] 会計上及び税務上の帳簿価額は 100 百万円である。

6. A 社は、事業分離日前日の移転する資産に関する繰延税金資産は、回収可能性があると判断している。
7. B 社における a 事業受入前の貸借対照表は次のとおりである。

B 社の a 事業受入前の貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
現金預金	200	資本金	200
合 計	200	合 計	200

**問 1** 事業分離が行われた場合、分離元企業の個別財務諸表において、移転した事業に関する投資が継続しているか、それとも清算されたかを判断する際に考慮する、観察可能な具体的要件を答えなさい。

**問 2** 以下の A 社における [a 事業移転に関する仕訳] の①から⑪について、勘定科目又は金額を答えなさい。また、(ア)から(ウ)について、繰延税金資産又は繰延税金負債を生じさせる資産又は負債の名称を答えなさい。

なお、解答に当たっては、次の点を考慮する。

- ・[前提条件] 5 の A 社の a 事業移転前の貸借対照表の勘定科目を使用する。
- ・異なる資産又は負債に係る繰延税金資産及び繰延税金負債は相殺しない。
- ・勘定科目又は金額の記載が不要となる解答欄には「-」を記載する。

[a 事業移転に関する仕訳]

投資有価証券の移転

(単位：百万円)

借方科目	金額	貸方科目	金額
[ ① ]	②	投資有価証券	③
その他有価証券評価差額金	④	[ ⑤ ]	⑥
繰延税金負債(ア)	⑦		

棚卸資産の移転

(単位：百万円)

借方科目	金額	貸方科目	金額
[ ① ]	⑧	棚卸資産	⑨
繰延税金資産(イ)	⑩	繰延税金資産(ウ)	⑪

**問 3** [前提条件] 1 を変更し、対価として B 社株式を受け取る代わりに、対価を受け取らない(無対価)とした場合、上記 **問 2** の [a 事業移転に関する仕訳] における①がどのような勘定科目に変わるか、[前提条件] 5 の A 社の a 事業移転前の貸借対照表の勘定科目を使って答えなさい。勘定科目が複数ある場合はその全てを答えなさい。

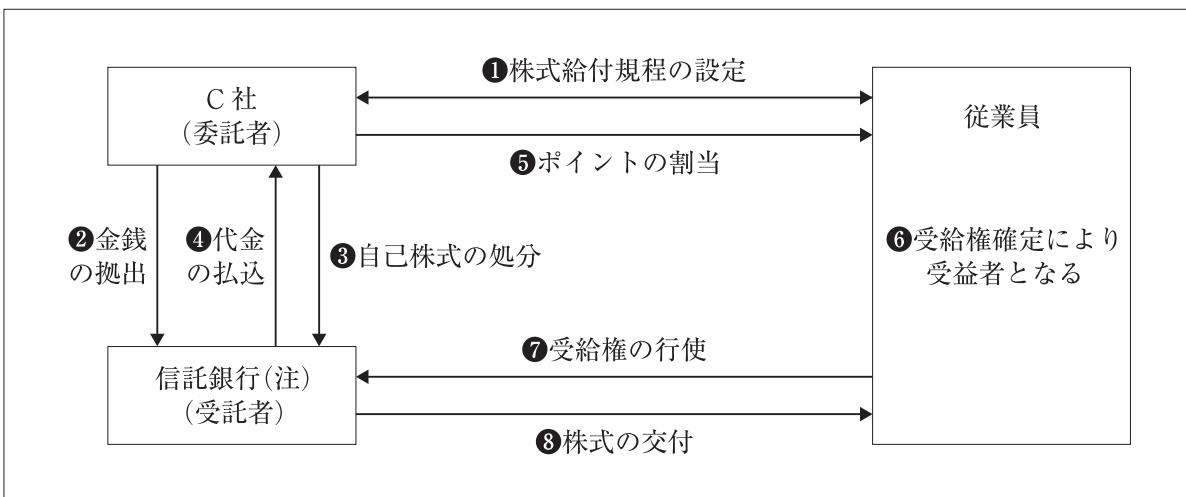
**問題 2** 次の会計基準等に基づき、以下の **問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

- ・企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」
- ・実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」

[前提条件]

1. C 株式会社(以下「C 社」という。)の決算日は、3月31日である。
2. C 社は、従業員への福利厚生を目的として、20X1年4月1日から、ポイントに応じて自社の株式を受け取ることができる権利(以下「受給権」という。)を従業員に付与し、信託を通じて自社の株式を交付する取引を開始した。
3. 当該信託は、以下のいずれの要件も満たす。
  - ・委託者である企業(C社)が信託の変更をする権限を有している。
  - ・C社に信託財産の経済的効果が帰属しないことが明らかであるとは認められない。
4. 信託における損益は、最終的に従業員に帰属する。

[受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引図]



(注)信託契約に基づき、C社から信託された金銭により信託にてC社株式を取得し、C社の従業員に当該株式を交付する。

**問 1** 従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引において、信託をC社の子会社又は関連会社としてC社の連結財務諸表に取り込むのではなく、信託の資産及び負債をC社の個別貸借対照表に資産及び負債として計上する会計処理の考え方の名称を答えなさい。

**問 2** 以下の[追加資料]を踏まえて、次の取引に係る C 社の仕訳について①から⑦の勘定科目又は金額を答えなさい。勘定科目又は金額の記載が不要となる解答欄には「—」を記載しなさい。

- ・C 社から信託への自己株式の処分(20X1 年 4 月 5 日)

(単位：百万円)

借方科目	金額	貸方科目	金額
現金預金	①	[ ② ]	③
		[ ④ ]	⑤

- ・C 社による従業員へのポイント割当に関する費用計上(20X1 年 9 月 30 日から 20X2 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

借方科目	金額	貸方科目	金額
福利厚生費	⑥	[ ⑦ ]	⑧

#### [追加資料] 受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引の流れ

時点	事象	内容
20X1 年 4 月 1 日	他益信託の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・C 社は、株式給付規程を設定する(取引図①)。当該規程に基づき、従業員は、受給権確定後の権利行使により 1 ポイント当たり C 社株式 1 株を受け取ることができる。</li> <li>・C 社は、委託者として、一定の要件を満たした従業員を受益者、信託銀行を受託者とする信託契約(決算期 3 月末)に基づき、金銭 56 百万円の他益信託の設定を行う(取引図②)。当該金銭は、交付される株式の取得、信託の設定及び運営の諸費用に用いられる。</li> <li>・この時点の C 社の株価は 240 円である。</li> </ul>
20X1 年 4 月 5 日	C 社から信託への自己株式の処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・C 社は、当該信託に対しこの時点の株価 250 円で募集株式の発行等の手続による自己株式 200 千株(帳簿価額 40 百万円)の処分を行い(取引図③)、受託者は信託から金銭 50 百万円を支払う(取引図④)。</li> </ul>
20X1 年 9 月 30 日	C 社による従業員へのポイント割当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・C 社は、あらかじめ定めた株式給付規程に基づき、従業員に 60 千ポイントの株式給付に関する権利を割り当てる(取引図⑤)。</li> <li>・この時点の C 社の株価は 260 円である。</li> </ul>
20X2 年 3 月 31 日	信託による従業員への自社の株式の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・60 千ポイントの受給権が確定する(取引図⑥)。</li> <li>・従業員は、確定した 60 千ポイントのうち 40 千ポイントの受給権行使し(取引図⑦)、受託者は信託から当該従業員に 40 千株の株式を交付する(取引図⑧)。</li> </ul>
20X2 年 3 月期決算	C 社の決算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・C 社は、信託の財産を個別財務諸表に計上する。</li> <li>・信託においては当期に諸費用 2 百万円が生じている。</li> </ul>

なお、上記の「取引図①」から「取引図⑧」の番号は、[受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引図]内の①から⑧である。

**問 3** 上記 **問 2** の[追加資料]を踏まえて、C社が **問 1** の考え方を適用して以下の20X2年3月期の精算表を作成する場合、修正・消去仕訳欄の「ア」から「ウ」及び「オ」に該当する金額、勘定科目欄の「エ」に該当する勘定科目を答えなさい。金額の記載に当たっては、貸方は( )書きとする。

なお、以下の精算表の「取引図⑧」は、[受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引図]内の⑧である。

また、以下の精算表の④から⑦は、上記 **問 2** の④から⑦と同じ勘定科目又は金額である。「\*\*\*」は、金額を非表示にしたものであり、実際の金額の桁数や貸借を示したものではない。

### 精算表

(20X2年3月期)

(単位：百万円)

勘定科目	試算表(関連項目のみ)			修正・消去仕訳					C社の個別財務諸表(関連項目のみ)
	C社 (信託取込前)	信託	単純合算	金銭信託の元本と信託口の相殺	信託における損益を従業員へ帰属	ポイント割当に関する費用の調整	信託からの株式交付(取引図⑧)	信託保有のC社株式の組替	
現金預金	50	4	54						54
信託口	56	—	56	(56)	2				2
C社株式	—	40	40			10	ア	ウ	***
⑦	(⑥)	—	(⑥)				イ		***
信託元本	—	(56)	(56)	56					—
④	(⑤)	—	(⑤)						(⑤)
その他利益 剩余金	***	—	***						***
エ	***	—	***					オ	***
福利厚生費	⑥	—	⑥						⑥
C社株式交付費用	—	10	10			(10)			—
諸費用	—	2	2		(2)				—

(注) 金額の( )書きは貸方金額を表す。

**問題 3** 次の会計基準等に基づき、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設間に答えなさい。

- ・企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」
- ・企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」

**問 1** D 株式会社(以下「D 社」という。)は、日本の医薬品メーカーであり、決算日は、3 月 31 日である。

D 社は、医薬品 X の製造販売を海外に展開するため、北米において医薬品の製造販売のノウハウを有する E 株式会社(以下「E 社」という。)と製造に必要な特許権のライセンスを供与する契約(以下「ライセンス契約」という。)を 20X0 年 4 月 1 日に締結した。

以下の【前提条件】を踏まえて、当該ライセンス契約によって E 社にライセンスを供与する「約束の性質」について、答案用紙の「アクセスする権利」又は「使用する権利」のいずれか正しい方のマーク欄を塗りつぶし、そのように判断した理由を述べなさい。

また、20X1 年 3 月期において、D 社が当該ライセンス契約について計上する売上高を答えなさい。

**[前提条件]**

1. ライセンス契約の契約期間は 5 年である。
2. D 社が E 社にライセンスを提供する特許権は、契約締結時点のものであり、その後に追加されたものは当該ライセンス契約の対象範囲に含まれないことが契約書に明記されている。
3. D 社は、当該ライセンス契約によって、契約開始時点で 100 百万円、契約期間にわたって、E 社の医薬品 X の販売に係る売上高の 5 % をロイヤルティとして受け取る。
4. D 社は、20X1 年 3 月期決算において、20X2 年 3 月期以降の当該契約期間における E 社の医薬品 X の販売に係る売上高を以下のように予想しており、その確度は高いと考えている。

(単位：百万円)

	実績	予想			
	20X1 年 3 月期	20X2 年 3 月期	20X3 年 3 月期	20X4 年 3 月期	20X5 年 3 月期
売上高	5,000	3,000	2,000	2,000	2,000

5. 上記以外は考慮しない。

**問 2** F 株式会社(以下「F 社」という。)は、家電メーカーであり、決算日は、3月31日である。

以下の【前提条件】を踏まえて、F 社の20X2年3月期第1四半期(20X1年4月から6月)及び第3四半期(20X1年10月から12月)の各四半期会計期間の売上高を答えなさい。

**[前提条件]**

1. 20X1年4月1日に、F 社は、以前から取引のある家電量販店のG 株式会社(以下「G 社」という。)と製品Yに関する販売契約を見直した。
2. 当該契約では、製品Y1個当たりの販売価格を100千円とし、年間販売数量が10,000個を超える場合には、1個当たり販売価格を遡及的に90千円に減額することが定められている。
3. F 社は、20X1年6月末時点において、G 社に対する製品Yの年間販売数量を以下のように見積もった。

**20X1年6月末時点**

(単位：個)

	実績		予想		20X2年3月 期年間販売数 量(見込)	
	20X1年					
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月		
販売数量	1,000	1,000	2,000	3,000	7,000	

4. 20X1年12月に、G 社は複数の新規大型店舗を開店し、製品Yをオープン特別価格で販売した。この結果、F 社の20X2年3月期第3四半期(20X1年10月から12月)においてG 社に対する製品Yの販売数量が大きく増加したことにより、年間販売数量が10,000個を超える見込みとなった。

**20X1年12月末時点**

(単位：個)

	実績			予想	20X2年3月 期年間販売数 量(見込)
	20X1年			20X2年	
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
販売数量	1,000	1,200	5,000	3,000	10,200

5. F 社は、製品Yに係るG 社への販売実績に関する十分な経験を有しており、各時点における年間販売数量の見積りに問題はない。また、20X1年9月末時点では、第3四半期以降の販売数量について見直しを行っていない。
6. 上記以外は考慮しない。

**問題 4** 次の会計基準等に基づき、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設間に答えなさい。

- ・企業会計原則
- ・企業会計原則注解 【注 18】
- ・国際会計基準第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」(以下「IAS第 37 号」という。)

**問 1** H 株式会社(以下「H 社」という。)は、国内に複数の生産拠点を有する製紙工業メーカーである。H 社の決算日は、3 月 31 日であり、日本基準を適用している。

H 社は、20X1 年 3 月期決算において、以下の [前提条件] を踏まえ、(1)から(3)のそれぞれの支出について、引当金を計上するか否かを判断した。H 社の判断について、答案用紙の「計上する」又は「計上しない」のいずれかのマーク欄を塗りつぶしなさい。また、そのように判断した理由を述べなさい。

[前提条件]

1. 20X1 年 3 月 1 日に、H 社の国内工場で火災が発生した。被害を受けた工場建屋及び生産ライン設備については、20X1 年 3 月期決算において減損損失を計上する予定である。
2. 20X1 年 3 月末時点では、保険会社は当該火災による工場の損害額の査定を完了していないため、H 社が受け取ることができる保険金の金額は不明である。
3. H 社は、20X1 年 3 月末時点において、火災が発生した工場の各生産ライン設備に対して、今後、それぞれの状況に応じた支出が生じることを見込んでいる。当該支出の発生の可能性は高く、また金額も合理的に見積もることができる。
4. 上記以外は考慮しない。

(1) 甲生産ライン設備

- ・生産再開のために、損壊した甲生産ライン設備を撤去して、火災現場を整理する必要がある。
- ・20X1 年 3 月末時点では、撤去作業は完了しておらず、完了までには少なくとも 20X1 年 5 月末まではかかると見込まれる。
- ・損壊した甲生産ライン設備は廃棄する以外に選択肢はない。

(2) 乙生産ライン設備

- ・損傷した一部の乙生産ライン設備に関する改良の方針を20X1年3月25日の取締役会で決議した。
- ・当該方針では、乙生産ライン設備の改良により、乙生産ライン設備は火災前と比較して生産能力が向上し、経済的使用可能予測期間も長くなることが見込まれる。そのため、当該改良のための支出は、修繕による原状回復を意図したものではない。

(3) 丙生産ライン設備

- ・丙生産ライン設備に被害は無かったが工場全体の完全復旧には相当の時間を要すると判断し、丙生産ライン設備について、20X1年4月20日から他県の工場への移設を前倒しで開始することを20X1年3月25日の取締役会で決議した。これにより、今後、生産ライン設備移設のための支出が見込まれる。
- ・当該移設については、火災前から20X1年12月以降に開始することを検討していた。

**問 2** J 株式会社(以下「J 社」という。)の決算日は、3月31日であり、国際財務報告基準(IFRS)を適用している。

IAS 第37号では、引当金の認識要件の一つとして、過去の事象の結果としての現在の法的義務又は推定的義務の存在が要求されている。以下の【前提条件】を踏まえて、J社は、20X2年3月期(当年度)において、20X4年3月期に実施することになる定期修繕に要する将来の支出について、引当金を認識するか否かを判断した。J社の判断について、答案用紙の「認識する」又は「認識しない」のいずれかのマーク欄を塗りつぶしなさい。また、そのように判断した理由を IAS 第37号の認識要件に照らして説明しなさい。

**【前提条件】**

1. J社は、法令により稼働中の有形固定資産に対して3年ごとに定期修繕が義務付けられている。
2. J社は、20X1年3月期に定期修繕を行った有形固定資産について、次回は20X4年3月期に実施することになる。
3. J社は、定期修繕に要する支出について信頼性をもって見積もることができる。

当年度			
20X1年3月期	20X2年3月期	20X3年3月期	20X4年3月期
定期修繕(実績)			定期修繕(予定)

令和7年度修了

令和7年度修了

令和7年度修了

令和7年度修了

令和7年度修了

令和7年度修了

# 令和7年度修了考查

## 試験問題

### 〔第三問・第四問 監査に関する理論及び実務〕

#### 注意事項

- 1 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目的受験は認めません。この場合、最長3年間、修了考查の受験が禁止されます。
- 2 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 3 この冊子は、1頁から14頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。解答には、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)を使用してください。黒インクのボールペン又は万年筆以外で記入した答案は無効とします。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
- 7 自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 8 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 9 問題に関する質問には一切応じません。
- 10 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 携帯電話、スマートウォッチ、スマートフォン及びタブレット端末等の通信機器の使用はできません。必ず電源を切り、カバン等にしまってください。
- 12 受験に必要なものは机上及び机中から撤去してカバン等にしまい、衣服のポケット等には何も入れないでください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。これらに反した場合は、不正行為とみなします。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
  - (1) 筆記用具  
黒インクのボールペン又は万年筆(5参照)並びに修正液及び修正テープ  
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
  - (2) 腕時計又は懐中時計  
机上に置いて使用してください。時計機能のみのものに限ります。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
  - (3) その他のもの  
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの)1台
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。

■無断での複製、転載、頒布等を禁じます。

令和7年度修了

令和7年度修了

令和7年度修了

(満点 300 点)    

第四問とあわせ
時 間 3時間

### 第三問 (150 点)

**問題 1** 重要な虚偽表示リスクの識別及び評価に関する、以下の**問 1**から**問 4**の各設間に  
答えなさい。

**問 1** 監査人は、不正又は誤謬による財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク及びアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの識別と評価において、適切な基礎を提供する監査証拠を入手するためにリスク評価手続を立案し実施する。その際、監査証拠を偏りのない方法で入手することが重要であるとされているが、その理由を一つ答えなさい。

**問 2** 監査人は、企業での過去の経験と過年度の監査から得られた情報を当年度の監査で利用する場合がある。この点について、以下の(1)及び(2)の各設間に答えなさい。

(1) 企業での過去の経験と過年度の監査から得られた情報とはどのような情報か、二つ答えなさい。

(2) 企業の事業内容又は状況の変化が識別された状況で、上記(1)で得られた情報を利用する場合に検討すべき事項を一つ答えなさい。

**問 3** 監査人は、リスク評価手続を通じて財務諸表の作成に係る重要な取引種類、勘定残高又は注記事項に関する企業の情報処理活動を理解しなければならない。企業の情報システムにおける情報の流れを理解する目的を答えなさい。また、理解すべき事項を以下の[選択肢]から五つ選び、その番号を塗りつぶしなさい。

[選択肢]

- ① 企業の情報処理活動のうち、処理されるデータ及び情報、情報処理活動に使用される経営資源、並びに情報処理活動について定めた方針
- ② 情報システムを導入するに当たり導入目的を明確にし、会社のビジョンや事業戦略を十分に理解した上で、その内容と照らし合わせて必要であるシステムの導入
- ③ 取引の開始から、それに関する情報の記録、処理、必要に応じた修正、総勘定元帳への取り込み、財務諸表での報告に至るまでの流れ
- ④ 情報の信頼性、セキュリティ対策の実施状況、法的要件への遵守などを含めた、組織の情報セキュリティポリシー
- ⑤ 取引以外の事象や状況に関する情報が、財務諸表において開示されるまでの流れ
- ⑥ 会計記録、特定の勘定及び情報システムにおける情報の流れに関連する他の裏付けとなる記録
- ⑦ 注記事項を含む、財務諸表を作成するプロセス

**問 4** あなたは当期、小売業を営む A 株式会社(以下「A 社」という。)の監査において、売上科目を担当している。A 社の売上に関する、重要な虚偽表示リスクの識別及び評価のため、A 社の直営店販売の売上計上プロセスに関する情報として、以下の[資料]を入手した。

入手した[資料]を基にリスクを評価するため、どのような監査手続を実施するのか、リスク評価の目的と監査手続をそれぞれ一つ答えなさい。

[資料] A 社から入手した直営店販売の売上計上プロセスに関する情報

- ・直営店のレジを通じて販売システムに売上登録が行われる。
- ・販売システムと在庫システムは連動している。
- ・販売システムで集計された売上データは、日次の夜間バッチ処理で、一般会計システムに転送処理される。

**問題 2** 継続企業の前提に関する、以下の **問 1** から **問 3** の各設間に答えなさい。

**問 1** 継続企業の前提に関して、監査人は経営者が行った評価を検討しなければならない。次の文中の **①** から **⑥** に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を塗りつぶしなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えない。

監査人は、継続企業の前提に関して経営者が行った評価の検討に当たって、**①** の評価期間と **②** 期間を対象としなければならない。この場合、**①** の評価期間は、適用される財務報告の枠組みで **③** 期間又は法令に **④** 期間となる。**①** の評価期間が期末日の翌日から **⑤** に満たない場合には、監査人は、経営者に対して、**①** の評価期間を少なくとも期末日の翌日から **⑤** 間に延長するよう求めなければならない。

監査人は、経営者が行った評価の検討に当たって、**⑥** の結果として気付いた全ての関連する情報が経営者の評価に含まれているかどうかを考慮しなければならない。

[選択肢]

- |                                 |                                  |                                   |                                  |                                |
|---------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ⑦ 12か月 | <input type="checkbox"/> ⑧ 規定される | <input type="checkbox"/> ⑨ 6か月    | <input type="checkbox"/> ⑩ 要求される | <input type="checkbox"/> ⑪ 利用者 |
| <input type="checkbox"/> ⑫ 同じ   | <input type="checkbox"/> ⑬ 経営者   | <input type="checkbox"/> ⑭ 運用状況評価 | <input type="checkbox"/> ⑮ 類似の   | <input type="checkbox"/> ⑯ 監査  |

**問 2** あなたは20X1年3月期にグロース市場に上場したB株式会社(以下「B社」という。)の20X3年3月期の監査において、主査を担当している。

B社は特許技術を活かした部品の製造販売を行っており、20X2年3月期まで順調に売上げを伸ばし、工場の新設も行った。しかし、20X3年3月期に入ったところで、B社の主力製品に欠陥が見つかり、リコールとなった。その後、第4四半期に入ったところで欠陥原因が特定され、欠陥品の交換を含めた代替製品供給の目途が立った。これらの情報を得たあなたは、経営者に継続企業の前提に関する評価を要請し、[資料1]の回答を得た。

以下の[資料1]から[資料3]の情報を基に、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を二つ識別し、それぞれに対する経営者の対応策の合理性を確かめるために、実施すべき監査手続を一つずつ答えなさい。

### [資料1] 経営者の評価

継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在することは認識しているが、以下の対応策を講じており、継続企業の前提に関する事項を財務諸表に注記することで、継続企業を前提とした財務諸表の作成が可能と判断している。

- ・代替製品供給の目途が立っており、20X3年7月頃からの売上計上が見込まれている。
- ・複数社への業務提携の打診を行っており、販路の拡大を検討している。
- ・現有設備は代替製品の製造ラインへの転用が可能と考えている。
- ・取引金融機関に対して継続的な交渉を行っている。
- ・金融機関以外の資金調達手段についてコンサルタント会社からのアドバイスを得ている。

### [資料2] B社の決算情報(抜粋)

(単位：百万円)

	20X1年3月期 (上場)	20X2年3月期	20X3年3月期 (当期実績)	20X4年3月期 (予算)
<b>【損益計算書】</b>				
売上高	2,300	3,100	670	1,500
営業利益(△は損失)	700	930	△810	300
当期純利益(△は損失)	550	580	△1,540	100
<b>【貸借対照表】</b>				
総資産	19,000	22,600	21,100	22,400
(うち、現金預金)	(2,100)	(2,280)	(1,382)	(2,000)
(うち、有形固定資産)	(12,000)	(15,000)	(14,400)	(14,600)
総負債	10,500	13,570	13,660	14,860
(うち、借入金)	(9,700)	(12,500)	(12,700)	(13,500)
純資産	8,500	9,030	7,440	7,540
年間の配当金総額	50	50	50	—
純資産の前期比割合	—	106 %	82 %	101 %

### [資料3] 財務制限条項

- ・20X1年3月期以降の各決算期末における貸借対照表上の純資産合計金額を、直前の各決算期末における純資産合計金額の85%以上かつ50億円以上に維持すること。
- ・20X1年3月期以降の各決算期末における営業利益が赤字(営業損失)となる状態を生じさせないこと。

**問 3** 繼続企業の前提に疑義のある状況で、経営者が継続企業を前提とした財務諸表を作成した場合、監査人の判断が、以下の①から④のケースであったとき、それぞれのケースにおける「監査意見」の種類を答えなさい。また、監査報告書における「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分の記載要否について、答案用紙のチェック欄□に「✓」を付けて答えなさい。

[監査人の判断]

	継続企業を前提とした 財務諸表を作成すること の適否	重要な不確実性 の有無	継続企業の前提に 関する財務諸表 注記の適切性
①	適切	あり	適切
②	適切	あり	適切ではない(不十分)
③	適切	あり	適切ではない(記載なし)
④	不適切		

**問題 3** 関連当事者との取引に関する監査について、以下の **問 1** から **問 3** の各設間に答えなさい。

**問 1** 関連当事者との取引に関する監査手続について、以下の(1)及び(2)の各設間に答えなさい。

- (1) 関連当事者との関係及び関連当事者との取引を検討することが重要である。その理由を一つ答えなさい。
- (2) 関連当事者との取引に関して、財務諸表の重要な虚偽表示リスクが第三者との取引よりも高くなると考えられる状況を二つ答えなさい。

**問 2** 関連当事者との取引に関する監査手続の一環として、取引に関する権限の付与が適切に行われており、かつ取引が適切に承認されていることについて監査証拠を入手することが求められている理由を一つ答えなさい。

**問 3** あなたは3月決算の東京証券取引所に上場している企業の主査を担当している。期末監査中に、稟議書を閲覧したところ、以下の【資料1】の不動産処分に関する取引が3月中に実施されていたため、監査チームメンバーに、本取引の検証を指示した。

監査チームメンバーは、以下の【資料2】を入手し、仕訳及び不動産売買契約書、登記簿謄本を突合した結果、取引の実在性に問題はないとの判断した。あなたは、この不動産処分に関する取引が監査基準報告書550「関連当事者」第22項における通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引であると考えたため、当該監査手続では不十分と判断した。

追加で実施すべき監査手続をその目的とともに二つ答えなさい。

#### 【資料1】 不動産処分に関する取引概要(稟議書閲覧調書の一部抜粋)

- ・社員寮制度廃止の決定に伴い、社員寮として使用していた所有アパート(土地建物)を関連会社Xの子会社に売却(事業上の保有理由がなくなった資産の売却である旨の記載あり)。
- ・売却額は当事者間で協議の上、決定。
- ・不動産処分に伴い、多額の特別利益を3月に計上。
- ・3月中に所有権の変更登記を実施。

#### 【資料2】 入手資料

- ・不動産売買契約書
- ・登記簿謄本

**問題 4**

あなたは3月決算の東京証券取引所に上場している企業の主査を担当している。

期末監査において、訴訟事件等に関連する重要な虚偽表示リスクの識別と評価に当たつて、会社の法務担当者への質問以外に実施すべき監査手続をその目的とともに一つ答えなさい。

(満点 300 点) 第三問とあわせ  
時間 3 時間

## 第四問 (150 点)

**問題 1** 東京証券取引所に上場している A 株式会社(以下「A 社」という。)は、電気機器の製造販売を営んでいる。あなたは、A 社の 20X1 年 3 月期に係る会社法及び金融商品取引法の監査から主査を担当することになった。

A 社の監査計画を策定するに当たり、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設間に答えなさい。

**問 1** 以下の表は、IT の利用から生じるリスクの例とそのリスクに対処するための IT 全般統制の例を示したものである。表中の **①** から **⑧** に当てはまる適切な語句を、以下の [選択肢] から選び、その記号を塗りつぶしなさい。ただし、[選択肢] は 1 回しか使えない。

IT プロセス	IT の利用から生じるリスクの例	IT 全般統制の例
アクセス管理	<b>利用者のアクセス権</b> 利用者が担当業務の遂行に必要以上のアクセス権を有すると、不適切な職務の <b>①</b> を引き起こす可能性がある。	管理者は、利用者のアクセス権の新規追加及び修正について、内容と <b>②</b> を承認する。
	<b>システム設定</b> システムへの不適切なアクセスを制限するように、適切に環境設定がされていない又はシステム設定がアップデートされていない。	ユーザーのシステムへのアクセスを承認する仕組みとして、 <b>③</b> のユーザー ID とパスワード又は他の方法による <b>④</b> がある。
変更管理	<b>データベースの変更</b> データベースの構造やデータ間の関連付けに不適切な変更が行われる。	データベースの変更は、 <b>⑤</b> に移行する前に適切にテストされ、承認されている。
	<b>データの変換(移行)</b> 不完全なデータ、余分なデータ、古いデータ又は不正確なデータが移行された場合、移行前システム又は前のバージョンから移行されたデータがデータのエラーを引き起こす。	管理者が、旧アプリケーションシステムやデータ構造から、新しいアプリケーションシステムやデータ構造へのデータのコンバージョン(例えば、比較や <b>⑥</b> の作業)の結果を承認する。

IT の運用	ネットワーク ネットワークが、権限のない利用者による情報システムへの不適切なアクセスを適切に防止していない。	定期的に、ネットワークの境界に関する <input type="checkbox"/> 性のスキャンがネットワーク管理チームによって実行されている。また、潜在的な <input type="checkbox"/> 性についても調査されている。
	データのバックアップと復元 財務データが喪失した場合、適時に復元又はアクセスできない。	財務データは、設定されたスケジュールと <input type="checkbox"/> に従って、定期的にバックアップされる。

[選択肢]

- |                            |                               |                            |                            |                            |
|----------------------------|-------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| <input type="radio"/> ⑦ 範囲 | <input type="radio"/> ① テスト環境 | <input type="radio"/> ⑨ 開発 | <input type="radio"/> ⑤ 分離 | <input type="radio"/> ⑩ 脆弱 |
| <input type="radio"/> ⑨ 権限 | <input type="radio"/> ⑩ 本番環境  | <input type="radio"/> ⑦ 固有 | <input type="radio"/> ⑥ 複数 | <input type="radio"/> ⑪ 拒絶 |
| <input type="radio"/> ⑪ 認証 | <input type="radio"/> ⑫ 連携    | <input type="radio"/> ⑮ 調整 | <input type="radio"/> ⑬ 検索 | <input type="radio"/> ⑭ 頻度 |

**問 2** A 社では、製品を在庫管理システムで管理しており、全製品について、入庫日から在庫期間別に集計し一覧にした滞留在庫リストを作成し、それを製品の評価減の検討資料として利用している。在庫管理システムには、製品の入出庫の日付・種類・数量等の取引データが保存されているとともに、滞留判定のための条件や標準在庫期間等が事前にマスター登録されている。滞留在庫リストは在庫管理システムのアプリケーションであるレポート機能を用いて作成されている。

以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

(1) 監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」では、「情報処理統制」を「情報のインテグリティ(すなわち、取引及びその他の情報(データ)の網羅性、正確性、正当性)のリスクに直接対応する、企業の情報システムにおける IT アプリケーションの情報処理又は手作業による情報処理に関連した内部統制をいう」と定義している。

IT 全般統制が有効であり、在庫管理システムにおける情報処理統制に依拠しようとする場合に、滞留在庫リストの自動作成に係る情報処理統制の整備・運用状況を評価するための手続を、「滞留判定の条件設定の正確性」、「分類・集計の正確性」の二つの観点から答えなさい。なお、在庫管理システムと会計システムとの連携に係る情報処理統制について言及する必要はない。

(2) IT 全般統制が有効でなく、在庫管理システム及び滞留在庫リストの自動作成に係る情報処理統制に依拠できない場合に、滞留在庫リストにおけるデータの網羅性及び正確性を検証する監査手続をそれぞれ一つ答えなさい。

**問題 2** 東京証券取引所に上場している B 株式会社(以下「B 社」という。)は、精密機器の製造販売を営んでおり、日本及び米国に連結子会社を有している。あなたは、金融商品取引法に基づく財務諸表監査及び内部統制監査の主査を 20X2 年 3 月期(以下「当期」という。)から担当している。

以下の[資料 1]から[資料 3]に基づき、**問 1** から **問 4** の各設間に答えなさい。

[資料 1] 計画段階における会社の財務報告に係る内部統制の評価範囲

(単位：百万円)

	B 社	C 社	D 社	E 社	合計	重要な事業拠点合計
事業	X 事業	X 事業	X 事業	Y 事業		
機能	持株会社	製造販売	製造販売	製造販売		
決算期	3月末	3月末	12月末	3月末		
所在国	日本	日本	米国	日本		
売上高	-	30,000	25,500	9,500	65,000	55,500
重要な事業拠点の選定結果	○	○	○			

(前提条件)

- ・ 製造業の連結グループであり、計画段階において全社的な内部統制の不備は認識していない。
- ・ 親会社 B 社は、持株会社でありグループ統括機能を担っている。
- ・ 連結子会社 C 社及び D 社は、X 事業の製品を製造販売している。
- ・ 連結子会社 E 社は、数年前に事業領域を拡大する目的で他社から買収した会社であり、Y 事業の製品を製造販売している。
- ・ 売上高は 20X1 年 3 月期の連結消去後の外部売上高である。
- ・ C 社の監査は親会社である B 社の監査チームが自ら実施し、D 社の監査は同一ネットワークに属する現地監査人が実施している。
- ・ E 社は監査を受けていない。

## [資料2] D社の監査人からの報告

20X2年1月にD社の監査人から以下の内容の報告を受けた。

20X1年11月に実施した期中監査において、20X1年9月度の売上高が日本円で約2,000百万円過大計上されていることが発見されたため、20X1年12月に当該売上の取消し処理を行った。

D社の役員会では、売上過大計上について、20X1年7月から20X1年11月までD社の経理責任者が病気療養で不在となり、経理知識を有する代替者がいなかったことから、販売管理システムの締め日後の売上高の調整仕訳が起票されていないことに気づかなかつたことが原因として報告されている。

## [資料3] E社往査結果

B社の監査チームは、E社の20X1年9月末の棚卸資産残高が大きく増加していたため、20X1年12月に、E社買収後初めてとなる往査を実施した。その際にE社の棚卸資産が200百万円過大計上されていることを検出した。過大計上の原因について、E社役員への質問及びその後の追加調査により判明した事項は以下のとおりである。

- ・E社甲工場では毎期9月末及び3月末に実地棚卸を実施していたが、棚卸実施要領は作成されていなかった。
- ・経理部門は実地棚卸に立ち会わず、製造部門が実施した棚卸結果に基づき決算処理を実施していた。
- ・製造部門では、製造課が製品・仕掛品の管理を、購買課が原材料の管理を行っていた。
- ・製造部門の各担当者が作成した棚卸表を各課で集計し、それぞれが経理部門に報告しているが、甲工場長による確認・承認は行われていなかった。
- ・購買課は課長を除き派遣社員で構成されており、原材料仕入の取引先の選定及び価格の決定に関する権限は購買課長一人にあった。また、原材料仕入は購買課長が承認した検収書を基に入庫処理されていた。購買課長がこれらの権限を利用して原材料を横流ししていた。
- ・購買課長は原材料の横流しを隠蔽するため、棚卸結果を過去から繰り返し改ざんし、棚卸資産の数量を過大に報告していた。

**問 1** 監査基準報告書 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」では、「重要な不備」を「監査人が職業的専門家として、監査役等の注意を促すに値するほど重要と判断した内部統制の不備又は不備の組合せをいう」と定義している。

以下のなかから「重要な不備」の兆候に該当すると考えられるものを四つ選び、その記号を塗りつぶしなさい。

- ⑦ 期末日近くに重要性の乏しい通例でない修正が行われている。
- ① 企業の内部統制によって防止又は発見・是正されなかった重要な虚偽表示が監査手続によって発見された。
- ⑨ 従業員のハラスメントに関する通報が、監査人にある。
- ⑩ 誤謬又は不正による重要な虚偽表示の修正を反映するため、以前に公表した財務諸表の修正再表示又は訂正報告書が提出されている。
- ⑧ 経営者に財務諸表の作成責任を遂行する能力がないという証拠がある。
- ⑥ 少額の棚卸資産又は有形固定資産を紛失している。
- ⑮ 通常整備されていると想定される企業のリスク評価プロセスが欠如している。

**問 2** [資料 2]に関連して、あなたは内部統制の重要な不備が存在すると判断し、監査役等とのコミュニケーションを予定している。

監査役等に書面等により報告する内部統制の重要な不備の内容を具体的に答えなさい。ただし、[資料 2]に記載の情報以外は考慮しない。なお、監査役等とは、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会をいう。

**問 3** [資料 2]に関連して、あなたは識別された内部統制の不備が広範囲に影響を及ぼすと判断した。この結果、D 社の監査人に対して財務諸表監査の観点から指示すべき内容を答えなさい。

**問 4** [資料 3]に関連して、あなたは棚卸資産プロセスに係る内部統制の不備を原因とした財務報告に関連する不正(資産の流用)に該当すると判断した。以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

(1) E 社の棚卸資産プロセスに係る内部統制の不備を二つ挙げ、当該不備に対する E 社が策定すべき改善案をそれぞれ答えなさい。

(2) B 社の当期の財務報告に係る内部統制の評価範囲の決定において考慮すべき事項を答えなさい。

**問題 3** あなたは、東京証券取引所に上場しているF株式会社(以下「F社」という。)の監査チームの主査である。F社は、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けている3月決算会社である。

F社の20X1年3月期(以下「当期」という。)に係る監査意見の表明に関して、以下の

**問 1** から **問 4** の各設間に答えなさい。

**問 1** 監査意見表明に当たって、十分かつ適切な監査証拠が入手できたかどうかを評価する必要がある。十分かつ適切な監査証拠に係る判断に影響を与える要因に関して、次の文中の  
① から ⑩ に当てはまる適切な語句を、以下の[選択肢]から選び、その記号を塗りつぶしなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えない。

- ・ ① における潜在的な虚偽表示の重要性、及び当該虚偽表示が、個別に又は他の虚偽表示と合計したときに、財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性
- ・ 経営者のリスクへの ② 及びリスクに対応する ③ の有効性
- ・ ④ の監査において発見した同様の虚偽表示
- ・ 実施した監査手続の結果(監査手続により ⑤ 又は ⑥ の事実が識別されたかどうかを含む。)
- ・ 入手可能な情報の ⑦ 及び ⑧
- ・ 監査証拠により形成された ⑨ の程度
- ・ 企業及び ⑩ 、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムの理解

[選択肢]

⑦ 内部統制	① 企業環境	⑨ 対処	⑤ 不正	⑩ 表示
⑨ 情報源	⑩ アサーション	⑦ 監査証拠	④ 重要性	⑥ 心証
⑪ 誤謬	⑫ 過年度	⑬ 信頼性		

**問 2** あなたはF社の財務諸表が、適用される財務報告の枠組みにより要求される事項に基づき全ての重要な点において適正に表示されているかどうかを評価している。

重要な会計方針が適切に注記されているかどうかを評価する際に考慮する事項を具体的に二つ説明しなさい。

**問 3** F社の当期末の貸借対照表上、総資産の約40%が有形・無形固定資産である。また、前期及び当期の二期連続で営業損失を計上したため、F社は減損の兆候があると判断したが、割引前将来キャッシュ・フローが有形・無形固定資産の簿価を上回るため当期は減損損失を計上していない。

監査チームは、減損損失を計上する必要はないとの経営者の判断を合理的と結論づけたが、F社の財務諸表の表示・開示の検討において、重要な会計上の見積りに関する注記が記載されていないことを発見し、当該事項は虚偽表示に該当すると判断した。以下の(1)及び(2)の各設間に答えなさい。

- (1) 監査の過程で発見した虚偽表示について、経営者に求める内容を答えなさい。
- (2) 監査チームは重要な会計上の見積りに関する注記が記載されていないことを未修正の重要な虚偽表示であると判断した。この場合に、監査役等に報告する内容を答えなさい。なお、監査役等とは、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会をいう。

**問 4** 監査基準報告書720「その他の記載内容に関する監査人の責任」では、「その他の記載内容」を「監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容をいう」と定義している。以下の(1)及び(2)の各設間に答えなさい。

- (1) 監査チームは、有価証券報告書におけるその他の記載内容を通読している。通読の過程において検討しなければならない事項を、**問 3** を踏まえて具体的に一つ答えなさい。  
なお、F社は当期の有価証券報告書の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において、中期経営計画の骨子と具体的な目標数値を開示する予定である。
- (2) 監査チームは、有価証券報告書におけるその他の記載内容に重要な誤りがあると判断し、経営者にその他の記載内容の修正を要請した。以下の場合に実施しなければならない事項をそれぞれ答えなさい。
  - ① 経営者が修正に同意した場合
  - ② 経営者が修正に同意しない場合

令和7年度修了

# 令和7年度修了考查

## 試験問題

### 〔第五問・第六問〕 〔税に関する理論及び実務〕

#### 注意事項

- 1 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目的受験は認めません。この場合、最長3年間、修了考查の受験が禁止されます。
- 2 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 3 この冊子は、1頁から22頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。解答には、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)を使用してください。黒インクのボールペン又は万年筆以外で記入した答案は無効とします。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
- 7 自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 8 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 9 問題に関する質問には一切応じません。
- 10 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 携帯電話、スマートウォッチ、スマートフォン及びタブレット端末等の通信機器の使用はできません。必ず電源を切り、カバン等にしまってください。
- 12 受験に必要なものは机上及び机中から撤去してカバン等にしまい、衣服のポケット等には何も入れないでください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。これらに反した場合は、不正行為とみなします。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
  - (1) 筆記用具  
黒インクのボールペン又は万年筆(5参照)並びに修正液及び修正テープ  
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
  - (2) 腕時計又は懐中時計  
机上に置いて使用してください。時計機能のみのものに限ります。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
  - (3) その他のもの  
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの)1台
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。

■無断での複製、転載、頒布等を禁じます。

令和7年度修了

令和7年度修了

令和7年度修了

(満点 300 点) 第六問とあわせ  
時 間 3 時間

## 第五問 (150 点)

以下の **問題 1** から **問題 4** の各設間に答えなさい。

なお、解答に当たっては、[解答上の留意事項]に従いなさい。

### [解答上の留意事項]

1. 問題文に指示がある場合を除き、適法かつ納付すべき税額が最も少なくなる方法を用いて計算しなさい。
2. 過去の確定申告は、問題文に記載されている事項を除き、全て適法になされている。
3. 問題用紙の計算書、明細書、別表等は簡略化し、一部変更したものである。
4. 確定申告に当たって必要な明細の記載及び証明書類の添付その他の手続並びに帳簿の保存や届出等は、いずれも適法に行われている。
5. 別途の指示がない限り、計算の過程で生じる1円未満の端数は切り捨てて計算しなさい。
6. 別途の指示がない限り、消費税及び地方消費税を「消費税等」という。
7. 問題文に記載されている事項以外は考慮しない。

**問題 1** A 株式会社(以下「当社」という。)は、同族会社(法人株主はない。)であり、設立以来継続して青色申告書を提出する内国法人である。

当社の当期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の法人税の確定申告について、以下の[資料1]から[資料16]に基づき、答案用紙の[例]を参考にし、[所得の金額の計算に関する明細書(別表四・抜粋)]の①から②の金額を答案用紙の「総額」欄に記入するとともに、「処分」欄の留保又は社外流出に該当する方に「○」を記入しなさい。また、金額が0円のときは「総額」欄に「なし」と記入し、「処分」欄には何も記入しない。なお、解答に当たって、消費税等は考慮しない。

## [所得の金額の計算に関する明細書(別表四・抜粋)]

(単位:円)

	区分	金額
	当期利益又は当期欠損の額	(1)
	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	(2)
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	(3)
	損金経理をした納税充当金	(4)
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	(5)
	法人税等調整額	(6)
	棚卸資産評価損否認	(7)
	長期外貨建債権(為替差損)否認	(8)
	未払賞与否認	(9)
加算	B社株式受取配当金	(10)
	B社株式譲渡益	(11)
	役員給与の損金不算入額	(12)
	一括償却資産除却損否認	(13)
	交際費等の損金不算入額	(14)
	貸倒引当金繰入額否認	(15)
	退職給付費用否認	(16)
	損害保険料否認	(17)
	長期前払費用計上漏れ(複合機)	(18)
	契約者配当金計上漏れ	(19)
	小計	***
減算	納税充当金から支出した事業税等の金額	(20)
	受取配当等の益金不算入額	(21)
	減価償却超過額認容(備品C)	(22)
	減価償却不足額認容(備品D)	(23)
	小計	***
	仮計	***
	寄附金の損金不算入額	***
	法人税額から控除される所得税額	***
	所得金額又は欠損金額	***

## [資料1] 当社の概要、会計及び税務処理に関する事項

1. 資本金 20,000,000円、資本準備金 0円、資本金等の額 20,000,000円
2. 事業内容 卸売業
3. 前期以前から繰り越された青色欠損金はない。
4. 消費税等について税抜経理方式を採用している。
5. 当社は、グループ通算制度を適用していない。
6. 設立以来、決算期の変更はない。

## [資料2] 計算書類に関する事項

損益計算書(一部抜粋)	(単位:円)
税引前当期純利益	100,000,000
法人税、住民税及び事業税	(注) 30,700,000
法人税等調整額	300,000
当期純利益	<u>69,000,000</u>

(注)法人税、住民税及び事業税の内訳は以下のとおりである。

	(単位:円)
前期に繰り入れた市民税の納税充当金と前期末の納付税額との差額(当期に費用 計上)	100,000
前期に繰り入れた事業税の納税充当金と前期末の納付税額との差額(当期に費用 計上)	100,000
中間納付法人税及び地方法人税	5,000,000
中間納付道府県民税及び市町村民税	400,000
中間納付事業税及び特別法人事業税	2,500,000
預金利息及び受取配当金[資料7]の源泉所得税及び復興特別所得税	600,000
期末決算整理による見積計上額(法人税及び地方法人税・道府県民税・市町村民税)	20,000,000
期末決算整理による見積計上額(事業税及び特別法人事業税)	<u>2,000,000</u>
計	<u>30,700,000</u>

### [資料3] 法人税等の納付状況

1. 当期中の法人税等の納付状況は、上記[資料2]の記載も含め以下の[租税公課の納付状況等に関する明細書(別表五(二)・抜粋)]のとおりである。

#### [租税公課の納付状況等に関する明細書(別表五(二)・抜粋)]

(単位：円)

税目及び事業年度		期首現在未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額		
				充当金取崩しによる納付	仮払経理による納付	損金経理による納付
地方法人税及び 法人税及び 税	前期分	10,000,000		10,000,000		
	当期分	中間	5,000,000			5,000,000
		確定	***			
道府県民税	前期分	200,000		200,000		
	当期分	中間	100,000			100,000
		確定	***			
市町村民税	前期分	900,000		800,000		100,000
	当期分	中間	300,000			300,000
		確定	***			
特別法人事業税及び 事業税	前期分		5,000,000	4,900,000		100,000
	当期分	中間	2,500,000			2,500,000

2. 当期中に租税公課として損金経理したものは以下のとおりである。

(単位：円)

(1) 固定資産税(全額未払であるが、賦課決定日に一括して費用計上)	200,000
(2) 収入印紙(契約書添付のために購入し、全額使用済)	330,000
(3) 商品搬送時の駐車違反による交通反則金	5,000
(4) 役員変更登記における登録免許税	10,000
(5) 抵当権抹消登記における登録免許税	1,000
(6) 社有車に係る自動車税	30,000
(7) 軽油引取税	2,000

### [資料4] 棚卸資産に関する事項

当社は当期末に、以下の棚卸資産評価減を行っている。

なお、届出の有無による損金不算入は考慮しない。

- (1) 低価法評価減 2,000,000 円(帳簿価額と正味売却価額との差額による評価減)
- (2) 長期滞留評価減 3,000,000 円(6か月超滞留在庫について一律 50 % 評価減)
- (3) 長期滞留評価減 1,000,000 円(上記(2)のほか、1年超滞留在庫について一律 100 % 評価減)

#### [資料5] 外貨建債権の換算に関する事項

当社は取引関係のあるアメリカの会社に対して、当期中にドル建てにて貸付けを行っており（貸付期間5年、満期一括回収）、決算時の為替相場で評価している。なお、所轄税務署への外貨建資産等の期末換算方法に関する諸届出はしておらず、法人税法施行令第122条の3に基づく「外国為替の売買相場が著しく変動した場合」に該当しない。

貸付時の為替相場による換算額(資産) : 1,000,000円

決算時の為替相場による換算額(資産) : 950,000円(為替差損50,000円を損金経理)

当期の期中平均為替相場による換算額(資産) : 970,000円

#### [資料6] 従業員賞与に関する事項

当社は、令和8年3月の取締役会で、令和7年10月から令和8年3月を賞与計算対象期間として、令和8年4月20日在職者に対して賞与を支給する方針を決定した。令和8年4月30日の取締役会にて各人別の賞与支給額を決定し、令和8年5月9日に賞与を支給した。賞与計算対象期間の全期間が当期中であるため、当該賞与支給額5,200,000円及びこの賞与に対応する社会保険料の会社負担分800,000円の合計額を未払賞与として損金経理した。

#### [資料7] 受取配当等に関する事項

当社は、内国法人であるB株式会社(以下「B社」という。)の株式を保有している。当社はB社株式について、当期に以下の配当を受領し、当該配当に係る源泉所得税及び復興特別所得税額は、全て法人税等に計上した。なお、当社が保有している有価証券はB社株式のみであり、非上場株式であるB社株式を、売買目的以外の目的で保有している(株式等保有割合0.05%)。

- ・10年前に10,000,000円で取得し、前期末の帳簿価額(会計上及び税務上で同額)は10,000,000円である。
- ・令和7年5月に資本剰余金を原資として2,000,000円(うち、源泉所得税額122,520円)の配当を受けた。
- ・配当受領時には以下の仕訳を行っている。

(借方)普通預金 1,877,480円 (貸方)投資有価証券 2,000,000円

法人税等 122,520円

- ・B社から受領した支払通知書には以下の記載がある。

みなし配当 600,000円

払戻割合 0.01

#### [資料8] 役員給与に関する事項

当社は業績好調であるため、令和7年9月の取締役会決議により、令和7年10月から代表取締役甲の役員給与を月額300,000円増額している。なお、増額後の役員給与には、法人税法施行令70条1項イに規定する不相当地に高額な金額(役員の職務に対する対価として相当であると認められる金額を超える部分)が、月額200,000円含まれている。

#### [資料9] 減価償却に関する事項

当社が保有している備品の詳細は、以下のとおりである。

##### 1. 備品C

- ・前々期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)に1,000,000円で取得し、会計上及び税務上、消耗品費として損金経理していた。
- ・令和6年9月に税務調査があり、備品として資産計上する内容の修正申告・納付を令和6年12月に行った。(会計上は修正していない。)
- ・当該備品は前々期に全額費用処理済みのため、当期において何ら会計処理を行っていない。なお、税務上の償却限度額は250,000円である。

##### 2. 備品D

- ・令和7年4月に取得し事業の用に供した。
- ・税務上の法定耐用年数(5年)に基づく償却限度額は320,000円であるが、会計上は経済的耐用年数(8年)に基づき200,000円の減価償却費を計上している。

#### [資料10] 一括償却資産に関する事項

当社は前期に、取得価額150,000円の減価償却資産(定率法償却率0.333)を15台取得し、計2,250,000円を一括償却資産として計上し、750,000円の減価償却費を計上した。当期に当該資産を全て処分したため、減価償却費750,000円と除却損750,000円を計上している。なお、解答に当たつて「中小企業者等の少額減価償却資産の取得原価の損金算入の特例」は考慮しない。

### [資料 11] 交際費等に関する事項

当期に租税特別措置法上の「交際費等」に該当する可能性のある取引は以下であり、全て販売費及び一般管理費に計上されている。

(単位：円)

No	内容	処理勘定科目	金額
1	取引先に対する歳暮・中元等贈答品	交際費	7,900,000
2	従業員 20 名が全員参加した忘年会飲食費	交際費	260,000
3	取引先とのランチミーティング代 (アルコール付き一人 3,000 円)	交際費	60,000
4	得意先接待用のゴルフ会員権(資産計上済)の年会費	諸会費	150,000
5	当社が不特定多数の顧客に配布する手ぬぐい500枚の購入費用	交際費	500,000
6	当社が特定少数の顧客に配布する扇子10本の購入費用	交際費	100,000

### [資料 12] 金銭債権に関する事項

当社の取引先 E 社に対して売掛金 4,000,000 円、F 社に対して受取手形 3,000,000 円を有している。

#### (1) E 社

当期に破産手続開始の申立てが行われた。E 社に対する売掛金 4,000,000 円には担保権の設定はしておらず、当期末に全額を損金経理により貸倒引当金に繰り入れた。なお、取立てによる回収の見込みはない。

#### (2) F 社

当期に今回初めて手形交換所の取引停止処分が行われた。F 社に対する受取手形 3,000,000 円には担保権の設定はしておらず、当期末に全額を損金経理により貸倒引当金に繰り入れた。

### [資料 13] 退職給付債務に関する事項

当社は、確定給付型の退職一時金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務について、自己都合要支給額に基づき退職給付引当金を計上している。退職給付引当金の残高及び推移は以下のとおりである。

(単位：円)

当期首残高	繰入れ(注)	取崩し	当期末残高
5,000,000	200,000	0	5,200,000

(注) 1 年経過による自己都合要支給額の増加額であり、退職給付費用として損金経理している。

#### [資料 14] 損害保険料に関する事項

当社は以下のサイバー保険に加入した。保険期間の満期が決算日(令和 8 年 3 月 31 日)から 1 年以内であるため、以下の損害保険料を支出時に全額損金経理した。

(単位：円)

契約期間	保険料	支払日
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日	1,800,000	令和 7 年 4 月 1 日
令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日	1,000,000	令和 7 年 8 月 1 日

#### [資料 15] リース料等に関する事項

当社は令和 7 年 4 月にコピー複合機をリース(オペレーティングリース)により賃借し、初期設定費用として 1,500,000 円支払い、全額損金経理している。なお、リース期間は 3 年であり、コピー複合機の法定耐用年数は 5 年である。

#### [資料 16] 生命保険契約に関する事項

保険料を損金経理している生命保険契約について、当該契約に係る契約者配当金として令和 8 年 3 月 31 日に 40,000 円の通知を受け、同年 4 月 17 日に入金があった。これに対して当社は当期に何ら会計処理を行っていない。

**問題 2** 以下の[資料]に基づき、当期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)における「法人税額から控除される所得税額」を計算過程も示して答えなさい。なお、計算過程は①個別法及び②簡便法でそれぞれ記載しなさい。

[資料]

(単位：円)

銘柄等	区分	計算期間	源泉所得税等	備考
G社株式 (上場株式)	中間配当	令和7年1月1日から 令和7年6月30日	122,520	令和6年9月11日に初めて 10,000株を取得
	確定配当	令和7年7月1日から 令和7年12月31日	73,512	令和7年6月9日に 20,000株を追加取得
H社株式 (非上場株式)	確定配当	令和6年4月1日から 令和7年3月31日	81,680	令和7年1月15日に全額取得 し、その後増減なし
国債	利子	令和6年10月1日から 令和7年9月30日	10,210	計算期間中の増減なし
社債	利子	令和6年10月1日から 令和7年9月30日	20,420	令和6年12月10日に全額取得 し、その後増減なし
定期預金	預金利子	令和6年11月1日から 令和7年10月31日	15,300	計算期間中の増減なし

(注1)G社株式の中間配当の基準日は6月30日である。

(注2)G社及びH社は内国法人である。

**問題 3** 消費税等に関する以下の **問 1** から **問 3** の各設間に答えなさい。

**問 1** 当社は、前課税期間まで課税売上高が1億円以上5億円以下で、課税売上割合が95%以上であることが明らかであったため、非課税売上と免税売上を正確には区分集計していなかった。当課税期間は、課税売上高が初めて5億円を超える、課税売上割合が95%以上であることが明らかである。この場合、消費税申告書を適法に作成するために非課税売上と免税売上を正確に集計する必要があるか否かを判断し、答案用紙の「必要」又は「不要」のいずれかのチェック欄□に「✓」を付け、その理由を述べなさい。なお、消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書については考慮しない。

**問 2** 仕入れに係る消費税額の控除の計算において必要とされる課税売上割合の計算に当たって、以下の[資料]に記載の取引(1)から(4)は、分母である「資産の譲渡等の対価の額に含める」か否か、分子である「課税資産の譲渡等の対価の額に含める」か否か、それぞれ答えなさい。  
なお、解答に当たっては、以下の[解答例]の例1及び例2を参考にし、「対価の額に含める」場合は金額を答案用紙に記入し、そうでない場合は「×」を付しなさい。ただし、[資料]に記載している金額は、消費税等を含まない金額である。

[資料] 当社の取引

例 1	自動二輪車(販売金額 1,000,000 円)を国内小売店に販売した。
例 2	保有する株式に対する配当金として 100,000 円を受け取った。
(1)	預金利息(100,000 円)として、源泉所得税及び復興特別所得税 15,315 円が差し引かれた 84,685 円の入金があった。なお、会計上は、入金額 84,685 円を受取利息に計上した。
(2)	帳簿価額 1,000,000 円の有価証券を 4,000,000 円で売却し、証券会社への手数料 100,000 円が差し引かれた 3,900,000 円を受け取った。なお、会計上は、有価証券売却益 2,900,000 円を計上した。
(3)	遊休地を活用して駐車場を運営したところ、1,000,000 円の収入があった。なお、駐車場運営に当たり、アスファルト舗装及び車止めを設置している。
(4)	従業員用に借上げ社宅の契約をしており、従業員から、従業員負担分 600,000 円を徴収した。なお、会計上は、福利厚生費のマイナスとして処理した。

[解答例]

(単位：円)

課税売上割合の計算		例 1	例 2
分子	課税資産の譲渡等の対価の額	1,000,000	×
分母	資産の譲渡等の対価の額	1,000,000	×

**問 3** 甲は、不動産賃貸業及び洋菓子の製造業を営む個人事業者であり、令和 5 年 9 月 30 日まで免税事業者であった。令和 5 年 10 月 1 日から消費税の課税事業者になるために、「適格請求書発行事業者登録申請書」と「消費税簡易課税制度選択届出書」を令和 5 年 9 月 1 日に提出した。

甲の令和 5 年から令和 7 年の取引等の状況は、以下のとおりである。(1)及び(2)は非課税取引に該当し、開業当初から令和 7 年まで免税取引及び売上に係る対価の返還等はない。なお、令和 5 年 10 月 1 日以降、税抜経理を行っている。

甲の令和 7 年 1 月から 12 月における消費税及び地方消費税の確定納付税額を、答案用紙の【確定納付税額の計算】の計算過程に従って求めなさい。なお、全ての課税取引について消費税率 100 分の 6.24、地方消費税率 100 分の 1.76 を適用するとともに、消費税の中間納付額及び地方消費税の中間納付額は共に 0 円である。

(単位：円)

	令和 5 年 (1 月から 12 月)	令和 6 年 (1 月から 6 月)	令和 6 年 (1 月から 12 月)	令和 7 年 (1 月から 12 月)
(1) 不動産賃貸業の賃料収入	1,000,000	500,000	1,000,000	1,000,000
(2) 礼金・権利金・更新料収入	100,000	0	0	0
(3) 洋菓子の売上高	5,000,000	9,500,000	19,000,000	30,000,000

**問題 4** 以下の **問 1** から **問 3** の各設問について、文中の **A** から **I** に当てはまる適切な語句又は金額を答えなさい。なお、各問はそれぞれ独立した個別問題であり、対象者は日本の居住者で、対象資産は全て国内に所在する資産である。

**問 1 所得税－医療費控除について**

甲(合計所得金額 5,000,000 円)は、令和 7 年中に以下の(1)から(3)を支払った。この場合、甲の医療費控除の金額は **A** 円 + **B** 円 - **C** 円と計算される。

- (1) 健康診断費用 10,000 円(診断の結果、疾病は見つかっていない。)
- (2) インフルエンザ予防接種 3,000 円
- (3) 病気入院に際して支払った費用

社会保険診療による医療費	120,000 円
入院に際し購入した寝巻き代	5,000 円
入院時食事療養費標準負担額	7,650 円
病院に行くためのガソリン代・駐車代	10,000 円

**問 2 法人税・所得税－退職金について**

甲は J 株式会社(以下「J 社」という。)の代表取締役であったが、令和 7 年 5 月に退職し、以降 J 社には関わっていない。退職時に役員退職金 300,000,000 円を受給したが、法人税法上、不相當に高額な金額が 100,000,000 円含まれていた。この場合、J 社は法人税確定申告書別表四にて **D** 円を加算し、処分欄は **E** 欄に記載する。また、甲の退職所得の計算における収入金額は **F** 円となる。なお、**E** は答案用紙の「留保」又は「社外流出」のいずれかのチェック欄□に「✓」を付けなさい。

**問 3 所得税－配当について**

甲は特定口座にて複数の上場株式を保有している。令和 6 年に株式譲渡損失が発生し、上場株式等に係る譲渡損失の繰越を 100,000 円行った。令和 7 年中の特定口座内の取引において、株式譲渡は無いが、上場株式の配当金 200,000 円(税引前)を受け取り、30,630 円の源泉所得税等が徴収された。なお、甲は大口株主等(発行済株式の総数又は出資の総額の 3 % 以上である個人)ではなく、同族会社の株式は一切保有していない。

当該配当についての甲の配当所得は、総合課税の場合は **G** 円、分離課税の場合は **H** 円となり、配当控除は **I** 課税の場合だけ対象となる。

(満点 300 点) 第五問とあわせ  
時間 3 時間

## 第六問 (150 点)

以下の **問題 1** から **問題 4** の各設間に答えなさい。

なお、解答に当たっては、[解答上の留意事項]に従いなさい。

### [解答上の留意事項]

1. 問題文に指示がある場合を除き、適法かつ納付すべき税額が最も少なくなる方法を用いて計算しなさい。
2. 過去の確定申告は、問題文に記載されている事項を除き、全て適法になされている。
3. 問題用紙の計算書、明細書、別表等は簡略化し、一部変更したものである。
4. 確定申告に当たって必要な明細の記載及び証明書類の添付その他の手続並びに帳簿の保存や届出等は、いずれも適法に行われている。
5. 別途の指示がない限り、計算の過程で生じる1円未満の端数は切り捨てて計算しなさい。
6. 別途の指示がない限り、消費税及び地方消費税を「消費税等」という。
7. 問題文に記載されている事項以外は考慮しない。

**問題 1** 組織再編税制について、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設間に答えなさい。

**問 1** 以下の文章は、適格合併の要件を説明したものである。

- (1) 企業グループ内の合併について、文中の (1) から (5) に当てはまる最も適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を塗りつぶしなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えない。

### [適格合併の要件-1]企業グループ内の合併

企業グループ内の合併は、被合併法人と合併法人との間に当事者間等による (1) 関係がある場合と、被合併法人と合併法人との間に当事者間等による (2) 関係がある場合に分けられる。いずれの場合であっても被合併法人の株主等に合併法人又は合併親法人のうちいずれか一方の法人の (3) 以外の資産が交付されないこと(以下「要件 A」という。)が必要となる。

(1) 関係がある法人間の合併については、要件 A 及び同一の者による (1) 関係の場合には合併後も (1) 関係が継続することが見込まれていることで要件を満たす。 (2) 関係がある法人間の合併については、要件 A 及び同一の者による (2) 関係の場合には合併後も (2) 関係が継続することが見込まれていることに加え、次の(a)及び(b)の要件を満たすことが必要になる。

- (a) 被合併法人の合併直前の従業者のうち、その総数のおおむね (4) 以上に相当する数の者が合併後に合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること(以下「要件 B」という。)。
- (b) 合併に係る被合併法人の合併前に行う (5) が当該合併後に合併法人において引き続き行われることが見込まれていること(以下「要件 C」という。)。

[選択肢]

- |               |                  |               |              |
|---------------|------------------|---------------|--------------|
| (ア) 資本        | (イ) 特定同族会社       | (ウ) 完全支配      | (エ) 支配       |
| (オ) 同族会社      | (カ) 合併契約書に記載した資産 | (キ) 株式        | (ク) 金銭       |
| (ケ) 100 分の 50 | (コ) 3 分の 2       | (サ) 100 分の 80 | (シ) 2 つ以上の事業 |
| (ヌ) 主要な事業     | (セ) 全ての事業        |               |              |

(2) 共同で事業を行うための合併について、文中の [6] から [10] に当てはまる最も適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を塗りつぶしなさい。ただし、[選択肢]は 1 回しか使えない。

[適格合併の要件－2]共同で事業を行うための合併

共同で事業を行うための合併は、企業グループ内の合併以外の合併で、上記[適格合併の要件－1]の要件 A、要件 B 及び要件 C と同内容の要件に加え、以下の(a)から(c)の要件を満たす必要がある。

- (a) 合併に係る被合併法人の被合併事業と合併に係る合併法人の合併事業とが [6] ものであること。
- (b) 合併に係る被合併法人の被合併事業と当該合併に係る合併法人の合併事業のそれぞれの売上金額、被合併事業と合併事業のそれぞれの [7] の数、被合併法人と合併法人のそれぞれの資本金の額若しくはこれらに準ずるもの規模の割合がおおむね [8] 倍を超えないこと又は合併前の被合併法人の [9] のいずれかと合併法人の [9] のいずれかが合併後に合併法人の [9] となることが見込まれていること。
- (c) 被合併法人に [10] がいる場合には、合併により交付される合併法人又は合併親法人の株式で [10] に交付されるものの全てが継続して保有されることが見込まれていること。

[選択肢]

- |             |             |                  |            |
|-------------|-------------|------------------|------------|
| (ヨ) 個々に独立する | (タ) 相互に関連する | (チ) 従業者          | (ツ) 重要な従業者 |
| (テ) 2       | (ト) 5       | (チ) 特定役員         | (ヲ) 取締役    |
| (ヌ) 支配株主    | (ネ) 筆頭株主    | (リ) 上位 3 グループの株主 |            |

**問 2** A 株式会社(以下「A 社」という。)及びその完全子会社である B 株式会社(以下「B 社」という。)は、A 社を合併法人、B 社を被合併法人とする吸収合併を行うことを決定した。本件合併は適格合併に該当する。当該適格合併に関する課税上の取扱いについて、[資料 1]から[資料 6]に基づき、(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

- (1) 本件適格合併に関する申告調整に関して、[資料 1]から[資料 5]に基づき、A 社の令和 8 年 3 月期における法人税申告書[所得の金額の計算に関する明細書(別表四・抜粋)]、[利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書(別表五(一)・抜粋)]の(A)から(C)には適切な語句を、(D)から(J)には金額を記入しなさい。金額がマイナスの場合には△を付し、解答は全て円単位で記入する。なお、解答に当たって、本件合併に関する処理以外の事項は一切考慮しない。

[所得の金額の計算に関する明細書(別表四・抜粋)]

(単位：円)

区分		総額	処分	
			留保	社外流出
減算	(A)	(D)	(D)	(③)

[利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書(別表五(一)・抜粋)]

(単位：円)

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区分	期首現在 利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在利益 積立金額 (①-②+③)
		減	増	
	①	②	③	④
賞与引当金			※(E)	***
機械装置			※(F)	***
(A)		(J)	※(G)	***
(B)			※(H)	***

II 資本金等の計算に関する明細書

区分	期首現在 資本金等の額	当期の増減		差引翌期首資本金等 の額 (①-②+③)
		減	増	
(C)		①	②	③
				(I)

(注)別表四の調整をせずに別表五(一)の利益積立金額の調整を行っている項目の金額に関して、「※」を付している。

[資料1] A社及びB社に関する情報

会社	A社	B社
事業内容	住宅の建設・設備工事業	建築資材の製造及び販売
設立年度	平成12年設立	平成15年設立
事業年度	4月1日から3月31日	4月1日から3月31日
発行済株式数	10,000株	5,000株
資本金	100,000,000円	50,000,000円
株主及び持株比率	甲(創業者)：70% その他：30%	A社：100%
備考	A社の所有するB社株式の帳簿価額は40,000,000円である。 なお、会計上と法人税法上の帳簿価額は同額である。 グループ通算制度は適用していない。	

[資料2] A社とB社の合併に関する諸条件

- ・合併の効力発生日 令和7年10月1日
- ・合併の方式 A社を存続会社とし、B社を消滅会社とする吸収合併
- ・合併に際して、新株の発行及び金銭の割当ては行わない。

[資料3] B社の合併期日前日(令和7年9月30日)の貸借対照表

(単位：円)			
諸資産	180,000,000	諸負債	110,000,000
機械装置	20,000,000	賞与引当金	5,000,000
		資本金	50,000,000
		繰越利益剰余金	35,000,000
資産合計	200,000,000	負債・純資産合計	200,000,000

[資料4] A社において合併期日に行われた会計処理

(単位：円)

借方	金額	貸方	金額
諸資産	180,000,000	諸負債	110,000,000
機械装置	20,000,000	賞与引当金	5,000,000
		子会社株式(B社株式)	40,000,000
		抱合せ株式消滅差益	45,000,000

[資料5] B社の最後事業年度(令和7年9月30日)の法人税申告書(一部)

[利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書(別表五(一)・抜粋)] (単位:円)

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区分	期首現在 利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在利 益積立金額 (①)-(②)+(③)
		減	増	
	①	②	③	④
賞与引当金	6,000,000	6,000,000	5,000,000	5,000,000
減価償却超過額 (機械装置)	12,000,000	2,000,000		10,000,000
繰越損益金	33,000,000	33,000,000	35,000,000	35,000,000

II 資本金等の計算に関する明細書				
区分	期首現在 資本金等の額	当期の増減		差引翌期首資本金 等の額 (①)-(②)+(③)
		減	増	
	①	②	③	④
資本金又は出資金	50,000,000			50,000,000

- (2) B社は合併前に[資料6]のとおり繰越欠損金を有していた。A社とB社の間に支配関係が生じた日が令和5年6月30日である場合、本件適格合併において当該繰越欠損金の引継ぎ制限を受けないために必要な要件を簡潔に説明しなさい。なお、A社とB社の支配関係発生事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額はゼロである。また、特定資産譲渡等損失については考慮しない。

[資料6] B社が合併前に有していた繰越欠損金

事業年度	区分	金額
自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日	青色欠損	30,000,000 円

**問題 2** 自己株式の取得に関する法人税及び所得税の課税上の取扱いについて、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設間に答えなさい。なお、**問 1** 及び **問 2** はそれぞれ独立した個別問題であり、対象者は日本の居住者又は内国法人で、対象資産は全て国内に所在する資産である。

**問 1** C 株式会社(以下「C 社」という。)は資本金 1 億円の非上場会社である。C 社では少数株主である個人乙及び D 株式会社(以下「D 社」という。)から自己株式を取得することとした。

当該自己株式取引の課税上の取扱いについて、次の[資料]に基づき以下の(1)から(3)の各設間に答えなさい。

[資料] C 社株式の取得に関する資料

- ・取得する株式の数：乙の所有する株式 50 株、D 社の所有する株式 50 株の合計 100 株
- ・C 社の発行済株式総数：普通株式 1,000 株
- ・C 社の自己株式取得直前の資本金等の額は 1 億円である。
- ・自己株式の取得価額は 1 株 300,000 円であり、税務上適切な取引価格である。
- ・自己株式の取得に際して、分配可能額は十分にあり、会社法上要求される手続は全て適法になされている。
- ・乙、D 社における C 社株式の取得原価、株数及び一株当たりの単価は以下のとおりであった。

氏名又は会社名	取得原価(円)	株数(株)	単価(円)
乙	4,000,000	50	80,000
D 社	6,500,000	50	130,000

- (1) C 社が行った自己株式の取得について、乙に課税される所得税の所得の種類を示し、それぞれの所得金額を答えなさい。
- (2) C 社が行った自己株式の取得について、D 社の会計上の仕訳及び税務上の仕訳を示すと以下のとおりになる。仕訳の①から③に当てはまる金額を答えなさい。なお、源泉徴収税率は 20.42 % である。

【D 社の会計上の仕訳】

(単位：円)

借方	金額	貸方	金額
現金預金	＊＊＊	投資有価証券	6,500,000
仮払源泉所得税	①	有価証券売却益	8,500,000

【D 社の税務上の仕訳】

(単位：円)

借方	金額	貸方	金額
現金預金	＊＊＊	投資有価証券	6,500,000
仮払源泉所得税	①	受取配当金	②
株式譲渡損	③		

- (3) C 社が行った 100 株の自己株式の取得について、C 社の会計上の仕訳及び税務上の仕訳を示すと以下のとおりになる。仕訳の④及び⑤に当てはまる金額を答えなさい。なお、源泉徴収税率は 20.42 % である。

【C 社の会計上の仕訳】

(単位：円)

借方	金額	貸方	金額
自己株式	30,000,000	現金預金	＊＊＊
		預り金(源泉所得税)	＊＊＊

【C 社の税務上の仕訳】

(単位：円)

借方	金額	貸方	金額
資本金等の額	④	現金預金	＊＊＊
利益積立金	⑤	預り金(源泉所得税)	＊＊＊

**問 2** 東京証券取引所に上場している E 株式会社(以下「E 社」という。)は、市場において自己株式を一株当たり 300 円で 3,000 株購入した。当該自己株式の取得に関して、減額される資本金等の額を答えなさい。なお、E 社の自己株式取得直前の資本金等の額は 20 億円であり、発行済株式総数は普通株式 10,000,000 株である。

**問題 3** 相続税及び贈与税について、以下の **問 1** から **問 3** の各設間に答えなさい。なお、各設問はそれぞれ独立した個別問題であり、対象者は日本の居住者又は内国法人で、対象資産は全て国内に所在する資産である。また、解答に当たって、金額は円単位で記入する。

**問 1** 被相続人甲は、令和 7 年 7 月 31 日に死亡した。相続人は、配偶者である乙、子である丙及び丁である。甲の生前における贈与が以下のとおりであった場合、相続税の計算において、暦年課税分の贈与財産価額として課税価格の計算に含めるべき金額を計算過程とともに答えなさい。なお、贈与税は、暦年課税にて申告している。

受贈者	資産の種類	贈与時の 相続税評価額	相続開始時の 相続税評価額	贈与時期	備考
乙	土地	1,800 万円	1,900 万円	令和 5 年 11 月 30 日	(注 1)
丙	現金	500 万円	500 万円	令和 5 年 3 月 5 日	(注 2)
丁	有価証券	3,000 万円	2,000 万円	令和 6 年 10 月 1 日	
丁	現金	110 万円	110 万円	令和 7 年 1 月 20 日	

(注 1) 夫婦の間で居住用の不動産を贈与した時の贈与税の配偶者控除を適用している。

(注 2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税の適用を受けた金額である。

(注 3) 乙、丙及び丁いずれも甲の相続により財産を取得している。

**問 2** 被相続人甲は、令和 7 年 2 月 10 日に死亡した。甲は令和 6 年 7 月 1 日に子である乙に対し現金 4,000 万円を贈与していた。[資料 1]から[資料 3]に基づき、以下の(1)及び(2)の各設間に答えなさい。また、それぞれ計算過程を明示しなさい。なお、還付の場合には金額の前に△を付し、納付すべき税額がない場合は「0」と記入しなさい。

(1) 乙の令和 6 年分の贈与税について暦年課税にて申告した場合、乙が納付する贈与税額を答えなさい。また、相続税申告において乙が納付する相続税額を答えなさい。なお、特例贈与財産に関する法定の要件を満たしている。

(2) 乙の令和 6 年分の贈与税について相続時精算課税を選択して申告した場合、乙が納付する贈与税額を答えなさい。また、相続税申告において乙が納付する相続税額を答えなさい。なお、相続時精算課税制度に関する法定の要件を満たしている。

[資料 1]

- ・相続開始時における法定相続人は乙のみであり、乙のみが財産を取得している。
- ・課税価格の計算において考慮すべき事項は以下のとおりである。

取得した財産及び相続税評価額： 現金 500 万円

甲の死亡に伴い支払われる生命保険金：1,000 万円

債務及び葬式費用の金額： 100 万円

[資料 2] 相続税の速算表(抜粋)

法定相続分に応じる取得金額	税率	控除額
1,000 万円以下	10 %	—
3,000 万円以下	15 %	50 万円

[資料 3] 贈与税の速算表 特例贈与財産用<特例税率>(抜粋)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
3,000 万円以下	45 %	265 万円
4,500 万円以下	50 %	415 万円

**問 3** 被相続人甲は、令和 7 年 9 月 30 日に死亡した。相続人は、子である乙及び丙である。相続税の計算に関して、課税される相続財産(相続税評価額)は 1 億円であり、債務は 6,000 万円であった。乙及び丙による遺産分割協議の結果、[資料 1]のとおりに財産を取得し、債務を負担することとした。なお、相続放棄及び限定承認は行っていない。

この場合に乙及び丙が納付すべき相続税額を、[資料 2]に基づき計算過程とともに答えなさい。また、納付すべき税額がない場合は、「0」と記入しなさい。

[資料 1]

	乙	丙
財産(相続税評価額)	5,000 万円	5,000 万円
債務	6,000 万円	—

[資料 2] 相続税の速算表(抜粋)

法定相続分に応じる取得金額	税率	控除額
1,000 万円以下	10 %	—
3,000 万円以下	15 %	50 万円

**問題 4** 資産の譲渡及び経済的利益の移転に関する課税上の取扱いに関して、以下の **問 1** から

**問 4** の各設問に答えなさい。なお、各設問はそれぞれ独立した個別問題であり、対象者は日本の居住者又は内国法人で、対象資産は全て国内に所在する資産である。また、源泉所得税及び消費税等は考慮しない。

**問 1** 個人から個人への資産の譲渡

以下の(1)及び(2)の文章における課税上の取扱いについて、正しい場合は「○」を、誤りの場合は「×」を答案用紙の「正誤」欄に記入し、誤りの場合は、その理由を答えなさい。

(1) 個人甲は、所有する不動産 W 土地を令和 7 年 8 月 31 日に個人乙に譲渡した。当該不動産は、令和 2 年 11 月 10 日に甲が父からの相続により取得した不動産である。なお、父の W 土地の取得日は平成 5 年 3 月 10 日である。甲は、当該不動産の譲渡における令和 7 年分の所得税の確定申告において、譲渡所得の計算を短期譲渡所得として申告した。

(2) 個人甲は、自ら設立し事業を行ってきた会社の全株式を個人乙に令和 7 年 6 月 30 日に 3 億円で売却した。当該会社は平成 17 年 4 月 1 日に資本金 1,000 万円の金銭出資により設立した会社である。売却価額は税務上適切な価格である。譲渡所得の計算において、取得費が判明している場合には概算取得費の適用はできない。したがって、令和 7 年分の所得税の確定申告における甲の当該株式の譲渡における取得費は、1,000 万円として計算することとなり、株式の譲渡所得は 2 億 9,000 万円となる。

**問 2** 個人から法人への資産の譲渡

個人甲は、F 株式会社(以下「F 社」という。)に対して、X 土地を譲渡した。甲は F 社の代表取締役である。取引条件等は以下の [資料] のとおりである。甲の令和 7 年分の所得税について、所得の種類及び所得金額を答えなさい。また、F 社における X 土地の取得時の税務上の仕訳を示しなさい。

[資料] 取引条件等

- ・譲渡日及び支払日：令和 7 年 7 月 1 日
- ・譲渡対象：X 土地(300 m<sup>2</sup>)
- ・譲渡価額：30,000,000 円
- ・甲の X 土地の取得費：10,000,000 円
- ・甲の取得時期：平成 10 年 5 月 8 日
- ・X 土地の不動産鑑定評価を実施したところ、70,000,000 円と算定された。独立した第三者間で取引するとした場合、当該取引価額で取引が行われると認められる。

**問 3 法人から個人への資産の譲渡**

G 株式会社(以下「G 社」という。)は、取締役の個人甲に社有車である Y 車両を譲渡した。Y 車両は、甲が業務上使用していたものである。譲渡価額は 100,000 円とした。取引条件等が以下の[資料]のとおりである場合、甲の令和 7 年分の所得税における課税上の取扱いを説明しなさい。また、G 社の令和 8 年 3 月期の法人税の申告において、本取引に必要な申告調整内容を説明しなさい。

**[資料] 取引条件等**

- ・譲渡日及び支払日：令和 7 年 10 月 31 日
- ・G 社における Y 車両譲渡日の帳簿簿価：100,000 円
- ・譲渡日の Y 車両の時価：3,000,000 円
- ・G 社の事業年度は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日である。
- ・G 社は、譲渡日に以下の会計処理を行った。

借方	金額	貸方	金額
普通預金	100,000 円	車両運搬具	100,000 円

**問 4 法人から法人への資産の譲渡(子会社間における資産の贈与)**

H 株式会社(以下「H 社」という。)は、完全子会社として J 株式会社(以下「J 社」という。)及び K 株式会社(以下「K 社」という。)を有している。J 社は、事業用の Z 機械装置を K 社に無償で譲渡した。取引条件等が以下の[資料]のとおりであった場合、当該取引の H 社、J 社及び K 社における法人税法上の取扱いをそれぞれ説明しなさい。なお、グループ通算制度は適用していない。

**[資料] 取引条件等**

- ・譲渡日：令和 7 年 11 月 30 日
- ・J 社における Z 機械装置の帳簿価額：5,000,000 円(譲渡日の時価も同額である)
- ・H 社における J 社株式の帳簿価額：10,000,000 円
- ・H 社における K 社株式の帳簿価額：10,000,000 円
- ・J 社は、譲渡日に以下の会計処理を行った。

借方	金額	貸方	金額
固定資産処分損	5,000,000 円	機械装置	5,000,000 円

- ・K 社は、譲受日に以下の会計処理を行った。

借方	金額	貸方	金額
機械装置	5,000,000 円	固定資産受贈益	5,000,000 円

令和7年度修了

# 令和7年度修了考查

## 試験問題

〔第七問・第八問  
経営に関する理論及び実務  
(コンピュータに関する理論を含む。)〕

### 注意事項

- 1 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目的受験は認めません。  
この場合、最長3年間、修了考查の受験が禁止されます。
- 2 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 3 この冊子は、1頁から18頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。解答には、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)を使用してください。黒インクのボールペン又は万年筆以外で記入した答案は無効とします。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。  
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 解答に当たり適用すべき法令等は、令和7年4月1日現在施行(適用)のものとします。
- 9 問題に関する質問には一切応じません。
- 10 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 携帯電話、スマートウォッチ、スマートフォン及びタブレット端末等の通信機器の使用はできません。必ず電源を切り、カバン等にしまってください。
- 12 受験に必要なものは机上及び机中から撤去してカバン等にしまい、衣服のポケット等には何も入れないでください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。これらに反した場合は、不正行為とみなします。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
  - (1) 筆記用具  
黒インクのボールペン又は万年筆(5参照)並びに修正液及び修正テープ  
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
  - (2) 腕時計又は懐中時計  
机上に置いて使用してください。時計機能のみのものに限ります。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
  - (3) その他のもの  
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの)1台
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。

■無断での複製、転載、頒布等を禁じます。

令和7年度修了

令和7年度修了

令和7年度修了

(満点 200 点) 第八問とあわせ  
時間 2 時間

## 第七問 (100 点)

**問題 1** あなたは、監査法人のアドバイザリー部門に所属する公認会計士である。同部門は、A 株式会社(以下「A 社」という。)に対して、アドバイザリー・サービスを提供している。当期(20X5 年 3 月期)から A 社の担当チームに加わったあなたは、近年の A 社の状況を理解しておくよう上司から指示された。

次の[資料 1]及び[資料 2]に基づき、以下の **問 1** から **問 3** の各設間に答えなさい。

### [資料 1] A 社ビジネス理解のためのメモ

#### (A 社の概要)

機械部品の商社であり、日本国内の機械部品製造会社から仕入れて、機械装置メーカーに販売している。経営指標として自己資本純利益率(ROE)及び総資本事業利益率(ROA)を重視している。

#### (20X1 年 3 月期の状況)

- ・20X1 年 1 月頃から、近年の鋼材価格や人件費の高騰を背景に、多くの機械部品製造会社から、20X1 年 4 月(20X2 年 3 月期の期首)以降、納入価格の値上げと、値上げが許容されない場合の取引の中止を要請された。A 社は、仕入先を確保するために納入価格の値上げ要請を受け入れることにした。
- ・その一方で、販売価格は、同業他社の動きや機械装置の需要動向を見極めるために、据え置く方針とした。

#### (20X2 年 3 月期の状況)

- ・20X1 年 12 月の取締役会において、20X2 年 3 月期の見通しが議論された。経理部長は、赤字や低利益率などの採算の合わない機械部品が増加する一方、販売量は前期とほぼ同水準を確保するにとどまるため、ROE 及び ROA は著しく低下する見通しである旨を報告した。また、営業部長は、機械装置メーカー各社は機械部品価格の値上がりを販売価格に転嫁しているが、機械装置の需要は減少していない旨を報告した。
- ・20X2 年 3 月、社長は 20X3 年 3 月期以降の ROE 及び ROA の回復に向か、(a)「機械部品の販売価格の値上げ」、「不採算在庫の廃棄及び仕入れの抑制」及び「借入金の削減」を対応方針として策定した。

---

#### (20X4 年 3 月期の状況)

A 社は 20X2 年 3 月に策定した対応方針を 20X3 年 3 月期の期初から実行に移し、2 年かけて ROE 及び ROA を回復することができた。

[資料2] A社の要約貸借対照表及び要約損益計算書

[要約貸借対照表]

(単位：百万円)

科 目	20X1年3月期	20X2年3月期	20X4年3月期
流動資産	20,600	21,413	20,305
現金預金	856	1,118	1,406
売上債権	11,722	11,654	12,050
棚卸資産	7,302	7,927	6,139
その他	720	714	710
固定資産	4,600	4,454	4,212
資産合計	25,200	25,867	24,517
仕入債務	4,431	4,724	3,143
借入金	12,900	13,200	12,000
その他	434	440	437
負債合計	17,765	18,364	15,580
株主資本	7,316	7,398	8,827
評価・換算差額等	119	105	110
純資産合計	7,435	7,503	8,937
負債純資産合計	25,200	25,867	24,517

[要約損益計算書]

(単位：百万円)

科 目	20X1年3月期	20X2年3月期	20X4年3月期
売上高	44,912	44,956	46,159
売上原価	33,900	35,102	34,346
売上総利益	11,012	9,854	11,813
販売費及び一般管理費	8,911	8,866	9,084
営業利益	2,101	988	2,729
受取利息及び配当金	15	15	15
支払利息	280	285	280
経常利益	1,836	718	2,464
法人税等	551	215	739
当期純利益	1,285	503	1,725

**問 1** あなたは、A 社の状況を理解するため、財務指標の推移表を作成した。以下の[A 社財務指標の推移]の( ① )から( ④ )を計算しなさい。

[解答上の留意事項]

1. 財務指標の算式が損益計算書項目と貸借対照表項目を対比するものである場合、貸借対照表項目は当期末残高を使用する。
2. 解答に当たっては、解答すべき単位に対し、小数点以下第 2 位を四捨五入して第 1 位まで算出する。

[A 社財務指標の推移]

財務指標	20X1 年 3 月期	20X2 年 3 月期	20X4 年 3 月期
自己資本純利益率(ROE)	17.3 %	6.7 %	19.3 %
売上高純利益率	2.9 %	( ① ) %	3.7 %
総資本回転率	1.8 回	( ② ) 回	1.9 回
財務レバレッジ	3.4 倍	( ③ ) 倍	2.7 倍
総資本事業利益率(ROA)	8.4 %	( ④ ) %	11.2 %

**問 2** 上記 **問 1** の[A 社財務指標の推移]によると、各期の ROE は ROA より高いが、両者の乖離幅は各期によって異なっている。ROE と ROA の乖離幅に影響する要因を二つ述べなさい。

**問 3** 上記[資料 1]の下線部(a)の対応方針を実行に移した結果、A 社の 20X4 年 3 月期の ROE は、20X2 年 3 月期から回復している。その要因を売上高純利益率、総資本回転率及び財務レバレッジの観点に分けて説明しなさい。また、当該要因が ROE に及ぼした影響について、答案用紙の ROE を「上げた」又は「下げた」のいずれかのチェック欄□に「✓」を付けなさい。

**問題 2** B 株式会社(以下「B 社」という。)は、甲製品の製造販売を営む上場会社(6月決算)である。

B 社は、乙製品の製造販売を営む同業種の非上場会社 C 株式会社(以下「C 社」という。)の M & A を検討している。あなたは、B 社の経営企画室に所属する公認会計士であり、C 社の M&A プロジェクトに参画している。

次の[資料 1]から[資料 3]は、C 社の財務内容について、外部の専門家を起用して調査した結果の一部である。これらの資料に基づき、以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

[資料 1] C 社の直近 3 年間の損益計算書

(単位：百万円)

科 目	20X1 年 3 月期	20X2 年 3 月期	20X3 年 3 月期
売上高	1,200	1,400	1,300
売上原価	610	695	650
売上総利益	590	705	650
販売費及び一般管理費	350	390	384
営業利益	240	315	266
営業外収益	20	20	20
営業外費用	15	13	11
経常利益	245	322	275
法人税等	74	97	83
当期純利益	171	225	192
減価償却費	40	40	40

[資料 2] C 社の直近の貸借対照表

20X3 年 3 月期 (単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
現金預金	488	買掛金	85
売掛金(貸倒引当金控除後)	270	借入金	500
棚卸資産	175	その他	79
建物	180	負債合計	664
機械装置	150	純資産	919
土地	200		
その他	120		
資産合計	1,583	負債純資産合計	1,583

### [資料3] C社の調査報告書

#### 1. 経理体制

- ・年度決算は経理部が行っており、決算数値が確定するまでに50日程度を要している。

#### 2. 直近3年間の損益計算書に対する調査結果([資料1]参照)

##### (1) 売上高及び売上原価

- ・20X2年3月期に乙製品について特殊仕様の製造依頼があった。この一時的な依頼に対応したことによる売上150百万円及び原価90百万円が計上されている。

##### (2) 営業外収益及び費用

- ・営業外収益の内容は、乙製品の製造から生じる副産物の転売による売却益であり、毎期経常的に発生する。
- ・営業外費用の内容は、借入金に係る支払利息である。

#### 3. 直近の貸借対照表に対する調査結果([資料2]参照)

##### (1) 売掛金

- ・税法基準により貸倒引当金を計上している。
- ・顧客Dに対する売掛金10百万円は回収の見込みが立っていないが、これに係る貸倒引当金は計上されていない。

##### (2) 固定資産

- ・不動産鑑定評価の結果、土地及び建物の時価は480百万円と算定された。
- ・土地及び建物以外の固定資産の時価は簿価と同額であった。

##### (3) その他の事項

- ・20X1年3月期から20X3年3月期までに発生した営業部門の従業員に係る残業代が、労働基準監督署により未払と認定された(毎期3百万円。3期分の合計9百万円)。そのため、当該未払残業代が20X3年3月期の損益計算書及び貸借対照表に一括計上されている。なお、当該未払残業代には、上記「2.(1)売上高及び売上原価」に記載されている、特殊仕様の製造依頼への対応に関連するものはなかった。
- ・非積立型の退職一時金制度を採用しており、退職金支払時に費用処理している。20X3年3月末時点の退職給付債務は240百万円、20X1年3月期、20X2年3月期及び20X3年3月期の退職給付費用は、それぞれ2百万円と試算された。
- ・(a)過年度に発生した労働災害について、元従業員Eから損害賠償の請求(請求金額50百万円)を受けている。現在、労働災害の原因がC社にあるのかどうかも含め、Eと協議中である。

**問 1** あなたは、C 社の企業価値の算定のために、20X1 年 3 月期から 20X3 年 3 月期までの各期の調整後 EBITDA 及び 20X3 年 3 月末時点の調整後純資産の金額を計算することにした。上記[資料 1]から[資料 3]に基づき、以下の(1)調整後 EBITDA の計算及び(2)調整後純資産の計算の①から⑯に当てはまる金額を答えなさい。なお、解答に当たっては、金額がマイナスのときは金額に「△」を付し、該当する金額がないときは「—」を解答欄に記載しなさい。

[解答上の留意事項]

1. 調整後 EBITDA 及び調整後純資産の金額の計算上、(1)調整後 EBITDA の計算及び(2)調整後純資産の計算に示されている項目以外は考慮しない。
2. 調整後純資産の金額の計算上、調整項目に関連する税効果は考慮しない。
3. 「\*\*\*」は設問上、文字及び金額を伏せている。

(1)調整後 EBITDA の計算

(単位：百万円)

項目		20X1 年 3 月期	20X2 年 3 月期	20X3 年 3 月期
*** 利益		①	②	③
減価償却費		40	40	40
EBITDA		***	***	***
調 整 項 目	特殊仕様の製造依頼への対応	④	⑤	⑥
	副産物の転売による売却益	20	20	20
	残業代の未払	⑦	⑧	⑨
	退職給付費用	△2	△2	△2
調整後 EBITDA		⑩	⑪	⑫

(2)調整後純資産の計算

(単位：百万円)

項目		20X3 年 3 月末時点
簿価純資産		919
調 整 項 目	回収見込みの立っていない売掛金	△10
	土地及び建物の時価評価	⑬
	残業代の未払	⑭
	退職給付債務	⑮
調整後純資産		⑯

**問 2** 上記[資料3]の下線部(a)について、損害賠償の請求に係るリスクを低減するために、B社がM&Aに係る契約の締結時に採り得る対応策を一つ述べなさい。ただし、当該損害賠償の請求に係る保険は考慮しない。

**問 3** B社の経営者は、C社に対するM & Aを決定し、合併、事業譲受及び株式取得のうちどの形態にするかを検討している。それぞれの形態の留意点を以下の[選択肢]の中から一つずつ選び、その記号を塗りつぶしなさい。

[選択肢]

- (ア) 組織としての一定の独立性が保持されるため、M & A実施後の管理を十分に行う必要がある。
- (イ) 会社法で要求されている手続を実施するためのスケジュールを検討する必要がある。
- (ウ) 個々の資産等の移転手続を要するなど手續が煩雑になるため、十分な時間と労力を確保する必要がある。

**問 4** B社がC社を子会社化した場合の経理関連業務について、検討が必要と考えられる課題を三つ答えなさい。なお、C社経理部の人員の強化は検討済みである。

**問題 3** F 株式会社(以下「F 社」という。)は、今から 5 年前に東京証券取引所(以下「取引所」という。)への株式上場を目指すことを決定した。現在、2 年後の上場に向けて準備を行っている。あなたは F 社の取締役管理部長を務める公認会計士であり、この株式上場のプロジェクト・メンバーの一員である。

現在の F 社には、創業者及び従業員出身者で構成される取締役会並びに創業者の親族で構成される監査役会が設置されている。あなたは、上場後のガバナンスを整備するために、取締役及び取締役会の在り方を検討している。

以下の **問 1** から **問 4** の各設間に答えなさい。

**問 1** 取締役に関する規律について、以下の(1)及び(2)の各設間に答えなさい。

(1) 以下の表は、取締役の資格、員数及び任期に関する会社法の規定を上場会社が選択可能な機関設計別に整理したものである。表中の **①** から **⑤** に当てはまる適切な語句又は数字を答案用紙に記入しなさい。

項目	監査役会設置会社	監査等委員会設置会社	指名委員会等設置会社
資格	(共通) ・法定の欠格者は取締役になれない。 ・株主に資格を限定することはできない。		
	—	監査等委員である取締役は、 会社・その子会社の ①・②・会計 参与・執行役を兼ねることはできない。	会社の ② を兼ねることはできない。
員数	(共通) 3 人以上		
	—	監査等委員である取締役は 3 人以上で、その ③ は社外取締役でなければなら ない。	各委員会は 3 人以上で構成 し、各委員会の ③ は 社外取締役でなければなら ない。
任期	原則として ④ 年	・監査等委員である取締役 は ④ 年 ・監査等委員である取締役 以外の取締役は ⑤ 年	⑤ 年

(2) 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社だけでなく、監査役会設置会社においても社外取締役の設置が義務付けられる場合がある。それはどのような場合かを答えなさい。

**問 2** 取引所は、上場会社に対して、独立役員を1名以上確保することを義務付けるとともに、取締役である独立役員(以下「独立社外取締役」という。)を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならないとしている。

- (1) 取引所が独立役員の確保を義務付ける理由を答えなさい。
- (2) 以下の[選択肢]は、あなたが検討している独立社外取締役の候補者リストである。この中から、取引所の定める独立性基準に照らして、2年後の上場時点で独立社外取締役になることができない候補者を1名選び、その記号を塗りつぶしなさい。なお、解答に当たり、[選択肢]①及び④については、それぞれに記載された状況が2年後の上場時点まで継続していると仮定する。

[選択肢]

- Ⓐ 今から11年前にF社を退職した従業員
- Ⓑ 現在、F社から多額の報酬を得ている経営コンサルタント会社の社長
- Ⓒ F社社長の知人である大学教授
- Ⓓ 今から3年前までF社の主要な取引先の取締役であった者

**問 3** あなたは、独立社外取締役の候補者に就任要請を行うに当たり、コーポレートガバナンス・コードを踏まえて、就任後の役割や責務を伝えたいと考えている。以下の[選択肢]の中から、あなたがF社の独立社外取締役に対して期待する役割や責務を二つ選び、その記号を塗りつぶしなさい。

[選択肢]

- Ⓐ F社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する助言を行うこと
- Ⓑ F社の内部統制システムを整備すること
- Ⓒ F社の取締役の職務執行を監査すること
- Ⓓ ステークホルダーの意見をF社の取締役会に適切に反映させること
- Ⓔ 会計監査人が高品質な監査を実施することができるよう、十分な監査時間を確保するための対応を行うこと

**問 4** コーポレートガバナンス・コードによれば、上場会社の取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣(執行役及びいわゆる執行役員を含む。)・取締役に対する実効性の高い監督を行うことが期待されている。あなたは当該コードの趣旨に従って、上場後早期に取締役の過半数を社外取締役にするとともに、監査等委員会設置会社へ移行するのが適当と考えている。その理由を「重要な業務執行の決定」と「業務執行の監督」という語句を用いて説明しなさい。

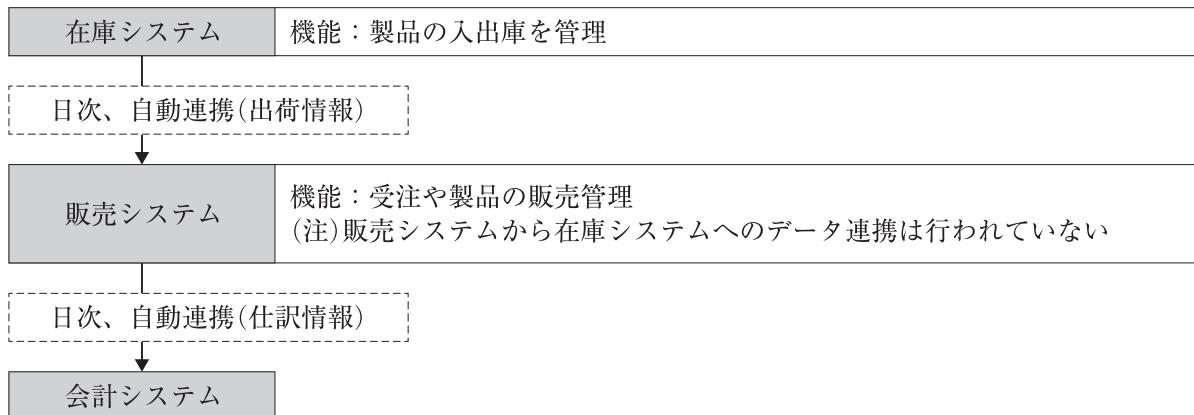
(満点 200 点) 第七問とあわせ  
時間 2 時間

## 第八問 (100 点)

**問題 1** A 株式会社(以下「A 社」という。)は製造業を営む上場会社である。以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

以下は、A 社が検討の対象としている現在の[システム概要(一部)]及び[製品評価損の概要]である。

### [システム概要(一部)]



### [製品評価損の概要]

A 社は、製品評価損の計上方法として製品コードごとに直近の販売単価と製品単価を比較し、低い価格を評価単価として棚卸資産金額を計算する低価法を採用している。現在、A 社は、製品評価損を算定する際、在庫リストの各製品コードへの販売単価情報の連携は手作業で行っている。

**問 1** A 社は、過去に手作業による統制を多く残したまま、システムを構築した。現在、A 社は、自動化による効率的な運用と統制の精度向上を目指したシステム変更を検討しており、IT に関する内部統制構築業務の経験が豊富な外部アドバイザーである公認会計士のあなたに自動連携に関するアドバイスを求めるところとした。

**[資料 1] A 社への自動連携に関するアドバイス**

- 一般的に、手作業による統制では **①** というデメリットが考えられるため、自動化によるメリットはあるが、一方で **②** 等のように自動化によるデメリットもあるため、手作業による統制又は自動化された統制のどちらが適切かは、メリットとデメリットのバランスを見て決定することが望ましい。
- このため、自動連携の統制を整備する際、**③** データと **④** データを比較し、**③** データが漏れなく **④** されているかは一般的に重要となることに加え、適切な商品評価損の算定のために **⑤** に販売単価が正確に連携されることも重要となる。

- (1) [資料 1]の **①** に当てはまる、手作業による統制によって生じる一般的なデメリットを一つ答えなさい。
- (2) [資料 1]の **②** に当てはまる、自動化された統制によって生じる一般的なデメリットを二つ答えなさい。
- (3) [資料 1]の **③** から **⑤** に当てはまる適切な語句を答えなさい。

**問 2** A 社は、以下の[製品評価損リストの変更案]のとおり、直近の販売単価を在庫リストへ連携の上、製品評価損の算定及び出力までを自動で実現できるようなシステム変更を計画している。A 社はあなたに、製品評価損リストを自動で作成する際のアドバイスを求めるところとした。以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

[製品評価損リストの変更案]

(現在：在庫リストへの販売単価情報の連携及び製品評価損の計算を手作業で実施)

在庫リスト			
製品コード	製品単価	数量	製品原価
C120XXXXXX	12,000	10	120,000
C121XXXXXX	40,000	5	200,000
～以下略～			

販売単価情報	
製品コード	販売単価
C120XXXXXX	30,000
C121XXXXXX	30,000
～以下略～	

(変更後：販売単価情報の連携及び製品評価損の計算を自動処理)

製品コード	製品単価	数量	製品原価	販売単価	製品評価額	製品評価損
C120XXXXXX	12,000	10	120,000	30,000	120,000	0
C121XXXXXX	40,000	5	200,000	30,000	150,000	50,000
～以下略～						

[資料 2] A 社への製品評価損リストの自動作成に関するアドバイス

- ・製品評価損の金額が適切に反映されるようにするために、全ての [⑥] に対して( A )という計算ロジックが適切に行われることが重要となる。その上で、全てのデータが [⑦] ・正しく抽出されているかということや、その処理ロジックが適切であることも担保する必要がある。

(1) [資料 2] の文中の [⑥] 及び [⑦] に当てはまる適切な語句を答えなさい。

(2) [資料 2] の( A )に当てはまる具体的な計算ロジックを答えなさい。

**問題 2** B 株式会社(以下「B 社」という。)は上場準備中のマーケティング会社である。顧客・個人情報を含む販売管理を行うために自社でシステムを保有するより SaaS (Software as a Service)を利用した方がコスト削減になるのではと考え、SaaS の利用を開始した。最近、他社でクラウドサービス利用における事故事例が増加していることに懸念を感じた経営者は、現状の課題を抽出し、対策を検討する必要があると考えた。そこで、クラウドサービスの知見が豊富な公認会計士であるあなたが、アドバイザーとして招聘された。

以下の **問 1** から **問 4** の各設間に答えなさい。

**問 1** 以下は、クラウドサービスの形態を表にまとめたものである。調達・運用・保守の主体をまとめると A 及び B となる。表中の **①** から **③** に当てはまる記号を「A」又は「B」で答えなさい。

A : 自社が 調達・運用・保守を行う

B : クラウド事業者が 調達・運用・保守を行う

	SaaS	PaaS(注 1)	IaaS(注 2)
アプリケーション	B	<b>①</b>	A
ハードウェア	B	B	<b>②</b>
OS・ミドルウェア	<b>③</b>	B	A

注 1 : Platform as a Service

注 2 : Infrastructure as a Service

**問 2** クラウドサービス利用と自社管理(オンプレミス環境)を比較した際、クラウドサービス利用のメリットの一つとして、「IT の調達・運用・保守におけるコスト削減が容易である」という点が挙げられる。このほかにもクラウドサービス利用に伴うメリットが複数考えられるが、「コスト削減」以外のメリットを一つ答えなさい。

**問 3** 以下の[資料 1]は、クラウドサービス利用における選定時及び運用時の留意点を説明したものである。

[資料 1] 選定時及び運用時の留意点

[選定時]

- ・どの業務での適用を予定しているか。適用を予定している業務とフィットするか、また、業務コスト削減効果が十分であるかを検討したか。特に、(a) SaaS についてはカスタマイズが容易ではない点を検討する必要がある。
- ・クラウドサービスに係るプラットフォーム事業者やインフラ事業者が(b) 公表するデータセンターが所在する国や地域がどこにあるかを検討する必要がある。
- ・取り扱う情報の重要度を検討したか。クラウドサービスで取り扱う情報が④、サービスが停止した際の業務への影響の検討が必要である。

[運用時]

- ・従業員や事業部門が個々に利用を開始することで、シャドー IT(会社や管理部門が把握できていない IT 機器やサービス)が発生する結果、⑤ が高まる。このため、会社全体としてのクラウド利用ルールを策定することが重要である。
- ・利用者の認証を厳格に行う点も重要である。例えば、容易なパスワード設定が可能な状態だと、なりすまし等のリスクが高まる。このため、仮にパスワードが流出しても容易にログインができないよう⑥ 等の対策が必要である。

(1) [資料 1]の下線部(a)について、検討事項に対する具体的な対応方法を答えなさい。

(2) [資料 1]の下線部(b)について、検討する必要がある理由を答えなさい。

(3) [資料 1]の文中の④から⑥に当てはまる適切な語句を以下の対応する④から⑥の[選択肢]から一つ選び、その記号を塗りつぶしなさい。

[選択肢]

④	Ⓐ 漏洩、改ざん、認証	Ⓐ 漏洩、認証、消失
	Ⓑ 漏洩、改ざん、消失	Ⓑ 認証、改ざん、消失
⑤	Ⓐ 同時利用に伴うサービス停止リスク	Ⓐ ユーザが業務を理解できないリスク
	Ⓑ 情報漏洩等のセキュリティリスク	Ⓑ 同時認証に伴うサービス停止リスク
⑥	Ⓐ アクセスできないようにする	Ⓐ ウォーターフォール化
	Ⓑ スクリーンセイバー	Ⓑ 2段階認証

**問 4** クラウドサービスの各権限を適切な利用者のみが利用可能となるよう、また、インシデント発生の際に「いつ・誰がアクセスしていたか」の特定を迅速に行えるように、アカウントを管理する必要がある。

以下の[資料2]は、B社における販売管理システムのアカウントの付与状況及び各部門の販売管理システム上の利用状況に関する調査を行い、取りまとめたものである。

[資料2]を読み、あなたはどこを改善すべきとアドバイスするか、(1)権限設定及び(2)インシデント対応の観点から、答案用紙の解答欄の(例)を参考にしてそれぞれ答えなさい。

なお、「利用状況」は、各部門の職務分掌から適切なものとなっている。

#### [資料2] 調査メモ

- 顧客情報は、営業部門が販促活動の一環等で入手したものをクラウドサービス内に保存している。
- 各部門の付与状況及び利用状況は、以下のとおりである。なお、各部門は、アカウントを個別に有しているが、システム管理部門は一つのアカウントを共有している。

付与状況			利用状況
部門	人数	権限※	
市場調査	3名	管理者	収集されたデータの分析(詳細を確かめるために閲覧することははあるが、更新はない)
東日本営業	5名	更新	東日本エリアの顧客情報の入手、管理、売上入力
西日本営業	4名	更新	西日本エリアの顧客情報の入手、管理、売上入力
経営管理	2名	閲覧	販売管理システムを利用していない(市場調査部門が加工した情報を基に数値のモニタリングを行うのみ)
システム管理	2名	管理者	アカウント管理、システム上の設定管理、ログの監視等

#### ※権限マトリクス

機能 権限	照会	Download	入力更新	設定変更	ユーザ管理
閲覧	○	○	×	×	×
更新	○	○	○	×	×
管理者	○	○	○	○	○

**問題 3** C 株式会社(以下「C 社」という。)は、近年様々な企業で課題となっているサイバーリスクに対する危機感を抱いており、どのような対策を行うべきか検討している。C 社は、専門的な知見を有した社員に乏しいため、サイバーリスクに詳しい外部専門家である公認会計士のあなたにアドバイスを求ることとした。

以下の **問 1** から **問 3** の各設間に答えなさい。

[資料 1] サイバーリスクにおける主な攻撃手法

攻撃者は様々な手段を組み合わせて、攻撃対象者を騙そうとしたり、対象システムの脆弱性を突いたりして攻撃を仕掛ける。新たな攻撃手法は常に登場しているため、一概に分類することは難しいが、以下の三つが代表的な攻撃手法として考えられる。

- ・ **①** 攻撃：コンピュータ **①** をメールで送りつけたり、**①** を組み込んだファイルやプログラムを自然拡散させたりする攻撃手法を指す。また、類似のものとして、単独で自分自身をコピーすることにより自己増殖を繰り返すワームや有益なプログラムを装って悪意の機能をもぐりこませる **②** 等がある。
- ・ **③** ウェア：マルウェアの一種で、ユーザのデータを人質にとり、復旧のための身代金を要求するプログラムを指す。(a) ファイルを暗号化して読めなくする「ファイル暗号化型」等がある。
- ・ **④** : 電子的なコミュニケーションを通じて、例えば、銀行やクレジットカード会社等の金融機関など、信頼のあるものを装い、ユーザ名、パスワード、クレジットカード番号等の機密情報を取得しようとする詐欺行為を指す。

**問 1** 上記[資料 1]の文中の **①** から **④** に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を塗りつぶしなさい。ただし、[選択肢]は 1 回しか使えない。

[選択肢]

- |        |          |          |
|--------|----------|----------|
| Ⓐ ソフト  | Ⓑ トロイの木馬 | Ⓒ フィッシング |
| Ⓓ スパイ  | Ⓔ ウィルス   | Ⓕ ゼロディ   |
| Ⓖ ランサム | Ⓗ バックドア  | Ⓛ オブジェクト |

**問 2** 以下の[資料 2]は、サイバーリスクに対して一般的に整備すべき対策の一部についてアドバイスしたものである。

(1) [資料 2]の文中の( A )に当てはまる適切なアドバイスを答えなさい。

(2) [資料 2]の文中の ⑤ 及び ⑥ に当てはまる適切な語句を答えなさい。

(3) [資料 2]の下線部(b)に関連しどのような対応が考えられるか一つ答えなさい。

#### [資料 2] アドバイスの内容

上記[資料 1]のような攻撃に対して、以下のような仕組みを構築する。

- ・インシデント対応の事前準備としては、専門知識を有したチーム（又は最低限インシデント対応を取りまとめる者）を組成した上で、当該チームを中心とした有事の際の対応フローを確立し、連絡先を明確にした運用手順を作成することが必要である。手順を作成した後は全社員に周知する以外に( A )も重要となる。
- ・セキュリティ対策についても様々な対策が必要である。攻撃者は脆弱なポイントを入り口に攻撃するケースが多いため、例えば脆弱性対策についても更新プログラムを ⑤ 、 ⑥ 適用できる手順や体制作りが必要である。
- ・バックアップの取得も被害軽減に向けて重要な対策となる。一方、ただ取得すればよいのではなく、上記[資料 1]の下線部(a)に関連した攻撃を受けた際に対応できるように、(b)保管場所についても留意が必要である。

**問 3** C 社は海外仕入先であるD社から定期的に仕入れを行っており、月次で支払を行う。以下の[資料3]は、悪意のある攻撃者がD社になりますましてメール送信を行ったものである。あなたは、このメールに疑問を感じたC社担当者からの相談に対してアドバイスを行った。以下の(1)及び(2)の設間に答えなさい。なお、メールの翻訳は正確かつ適切になされている。

- (1) 以下の[D社の主な情報]を踏まえ、[資料3]のメールが疑わしいと判断できるポイントを答えなさい。
- (2) (1)で検討したポイント以外に、一般的になりすましメールによる被害を防止するために効果的な対策を答えなさい。ただし、上司や顧客に問い合わせることは除く。

[D社の主な情報]

D社の担当者、宛先：XYZ 氏、xyz@d-corp.com  
銀行名、支店名、口座名義、預金種類、口座番号：E銀行、F支店、DCORP、普通、099XXXX  
支払日：月末締、翌15日払

C社は、D社から請求書が添付されたメールを受信するが、前月末も同様のメールを受信した。その後、支払前日である14日に以下のメールを受信した。

[資料3] メール(翻訳)

From : xyz@d-crop.com  
To : abc@c-corp.co.jp  
件名 : 【至急】振込先口座変更のお願い

C社 ABC様

平素よりお世話になっております。D社のXYZです。  
急なお願いで申し訳ありません。振込先に指定している銀行口座ですが、税務調査の依頼を受けているため、現在利用できなくなっています。  
したがって、今月の支払については以下の口座へお願いできますと幸いです。

銀行名、支店名、口座名義、預金種類、口座番号：G銀行、F支店、DCORP、普通、022XXXX

お手数ですが、ご対応の程よろしくお願ひいたします。

D社 XYZ

令和7年度修了

# 令和7年度修了考查

## 試験問題

〔第九問・第十問  
公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理〕

### 注意事項

- 1 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とします。この場合、最長3年間、修了考查の受験が禁止されます。
- 2 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 3 この冊子は、1頁から8頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。解答には、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)を使用してください。黒インクのボールペン又は万年筆以外で記入した答案は無効とします。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。  
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 解答に当たり適用すべき法令等は、令和7年4月1日現在施行(適用)のものとします。
- 9 問題に関する質問には一切応じません。
- 10 試験中は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。
- 11 問題用紙は試験終了後に持ち帰ることができます。
- 12 携帯電話、スマートウォッチ、スマートフォン及びタブレット端末等の通信機器の使用はできません。必ず電源を切り、カバン等にしまってください。
- 13 受験に必要なものは机上及び机中から撤去してカバン等にしまい、衣服のポケット等には何も入れないでください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。これらに反した場合は、不正行為とみなします。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
  - (1) 筆記用具  
黒インクのボールペン又は万年筆(5参照)並びに修正液及び修正テープ  
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
  - (2) 腕時計又は懐中時計  
机上に置いて使用してください。時計機能のみのものに限ります。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
  - (3) その他のもの  
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの)1台
- 14 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 15 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。

■無断での複製、転載、頒布等を禁じます。

令和7年度修了

令和7年度修了

令和7年度修了

(満点 100 点) 第十問とあわせ  
時間 1 時間

## 第九問 (50 点)

**問題 1** 公認会計士は、職業的専門家としてふさわしい品位と幅広い識見を備え、専門的知識を実務上で応用できる能力を有することが求められる。そのためには、社会に貢献する職業的専門家としての使命感並びに価値観、倫理及び姿勢を保持することが必要である。これらに関連して、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設間に答えなさい。

**問 1** 次の文章は、公認会計士法第一条に規定されている公認会計士の使命に関する記述である。文中の( A )から( E )に当てはまる適切な語句を答えなさい。

(公認会計士の使命)

第一条 公認会計士は、( A )及び( B )の専門家として、( C )した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の( D )を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて( E )の健全な発展に寄与することを使命とする。

**問 2** 日本公認会計士協会が定める倫理規則は、会員が遵守すべき倫理上の基本原則を五つ定めている。このうち、「職業的専門家としての行動」の内容について、以下の文中の( F )及び( G )に当てはまる適切な語句を答えなさい。

(職業的専門家としての行動)

- ① ( F )を遵守すること。
- ② 全ての専門業務及びビジネス上の関係において、公共の利益のために行動するという職業的専門家の責任を全うするように行動すること。
- ③ 職業的専門家に対する( G )を傷付ける可能性があることを会員が知っている、又は当然に知っているべき行動をしないこと。

**問題 2** あなたは、ある上場会社の監査業務チームの主査を今年から担当している。以下の[状況]を読み、**問 1** から **問 4** の各設間に答えなさい。

[状況]

あなたは、一人で支社に2泊3日の日程で往査している。当該往査には本社の財務担当取締役甲が同行しており、地元の有名店Xでの夕食に誘われた。有名店Xでの夕食は支社往査の際の恒例行事となっているとのことである。甲は以前、認められない会計処理に関して、強硬な態度を示したことがあり、今回の往査においても監査上の問題が発見されており、甲にもその内容を共有している。

**問 1** 接待の申出を受けるかどうかを判断する際には、当該接待があなたの行動に不適切な影響を与えることを意図してなされたものかどうかを考慮する必要がある。あなたの行動に不適切な影響を与える意図が実際にあるか、又はあるとみなされるかどうかを判断するに当たり、検討すべき要因として考えられるものを三つ答えなさい。

**問 2** 上記[状況]において、不適切な影響を与えることを意図する接待と判断した場合、あなたはどうのように行動すべきか、考えられるものを一つ答えなさい。

**問 3** 上記[状況]において、あなたは不適切な影響を与えることを意図しない接待と判断し、基本原則の遵守に対する阻害要因の水準を評価した結果、阻害要因を軽減するためのセーフガードを講じる必要があると考えた。セーフガードとなり得る対応策として、あなたはどうのように行動すべきか、考えられるものを一つ答えなさい。

**問 4** 一般的に、不適切な影響を与えることを意図しない接待と判断した場合、セーフガードを講じなくても基本原則の遵守に対する阻害要因が許容可能な水準と考えられるのは、当該接待がどのような範囲であれば良いか、日本公認会計士協会が定める倫理規則に従って答えなさい。

**問題 3** 監査業務を提供している会計事務所等と同じネットワーク・ファームに属するBコンサルティング会社(以下「B社」という。)は、監査業務の依頼人であるA株式会社(以下「A社」という。)に対し、財務報告に係る内部統制に関する業務を提供することを検討している。これに関連して、以下の**問1**から**問3**の各設間に答えなさい。

**問1** A社に対する上記業務の提供に関して、以下の(1)及び(2)の各設間に答えなさい。

- (1) A社が社会的影響度の高い事業体である場合、B社はA社に対し、財務報告に係る内部統制に関する業務を提供することができないと判断した。その理由を答えなさい。
- (2) A社が社会的影響度の高い事業体に該当しない場合、B社は、どのような対応策を講じることで、A社に対し、財務報告に係る内部統制に関する業務を提供することが可能となるか具体的に答えなさい。

**問2** 次の文章は、日本公認会計士協会が定める倫理規則(以下「倫理規則」という。)R 600.22項に規定されている、非保証業務を提供する契約を締結する前に、社会的影響度の高い事業体の監査役等とコミュニケーションすべき事項に関する記述(一部省略)である。文中の**A**から**D**に当てはまる適切な語句を以下の【選択肢】から選び、その記号を塗りつぶしなさい。ただし、【選択肢】は1回しか使えない。

R 600.22 社会的影響度の高い事業体の財務諸表を監査する会計事務所等は、当該会計事務所等又はネットワーク・ファームが、(a)当該事業体を含む次のいずれかの事業体に対して非保証業務を提供する契約を締結する前に、次の(1)及び(2)の事項を実施しなければならない。ただし、監査役等と合意したプロセスを確立する際に、既にこれらの事項に対処している場合を除く。

(中略)

- (1) 会計事務所等が提供する業務が次のいずれも満たすと判断したことを、社会的影響度の高い事業体の監査役等に**A**する。
- ① 業務が**B**されていないこと。
  - ② 社会的影響度の高い事業体の監査人としての会計事務所等の**C**に対する阻害要因が生じない業務であるか、又は識別された阻害要因が許容可能な水準にある、若しくは許容可能な水準にはないが除去されるか、許容可能な水準にまで軽減される業務であること。
- (2) 業務の提供により、会計事務所等の**C**に対して及ぼす影響を適切に**D**可能にする情報を、社会的影響度の高い事業体の監査役等に提供する。

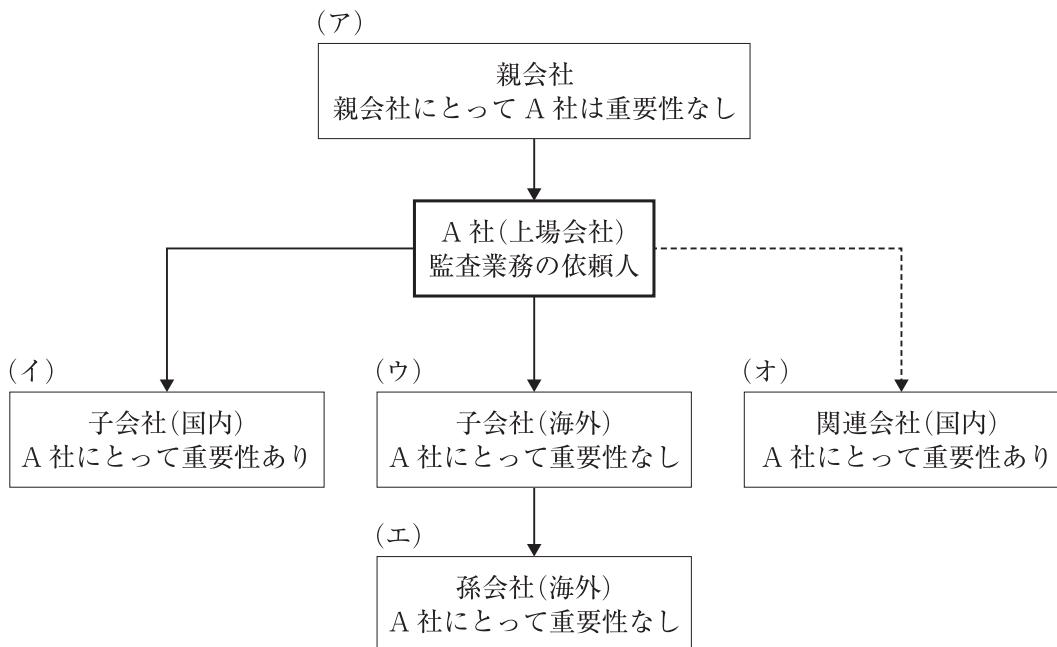
[選択肢]

- |                             |                              |                               |                             |
|-----------------------------|------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 確認 | <input type="checkbox"/> 利用  | <input type="checkbox"/> 監査意見 | <input type="checkbox"/> 通知 |
| <input type="checkbox"/> 評価 | <input type="checkbox"/> 独立性 | <input type="checkbox"/> 禁止   | <input type="checkbox"/> 制限 |

**問 3** A 社が上場会社(監査役会設置会社)であり、社会的影響度の高い事業体である場合について、以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。なお、以下の[A 社グループ関係図]に記載の重要性の有無は、総資産及び経常利益等で算定した結果である。

- (1) 上記 **問 2** の下線(a)に関連して、B 社が非保証業務を提供する契約を締結する前に、A 社の監査役とコミュニケーションをとる必要がある事業体は、A 社以外に以下の[A 社グループ関係図]の(ア)から(オ)のいずれの事業体であるか答えなさい。なお、解答に当たっては、(ア)から(オ)のそれぞれについて必要か否かを判断し、答案用紙の「必要」又は「不要」のいずれかのマーク欄を塗りつぶしなさい。

[A 社グループ関係図]      → 支配する関係  
                                 → 直接的な金銭的利害を有する関係(重要な影響力あり)



- (2) [A 社グループ関係図]のうち、(ア)から(オ)のそれぞれについて、上場会社である A 社の関連事業体に該当するか否かを倫理規則に基づいて判断し、答案用紙の「該当する」又は「該当しない」のいずれかのマーク欄を塗りつぶしなさい。

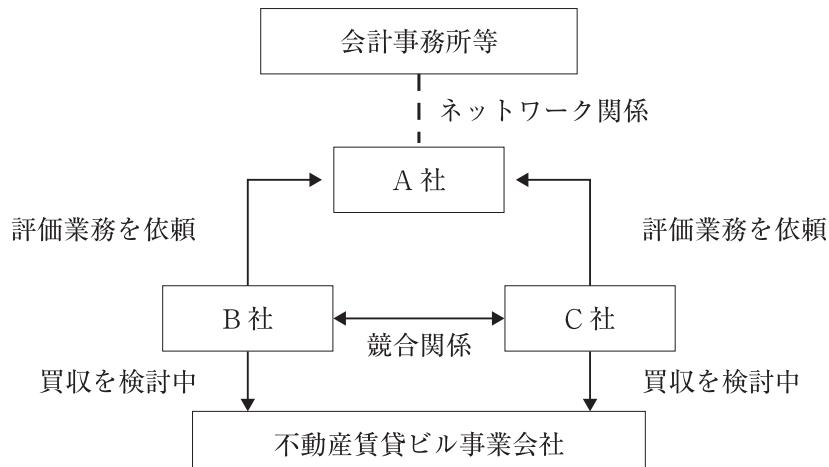
(満点 100 点) 第九問とあわせ  
時間 1 時間

## 第十問 (50 点)

**問題 1** A コンサルティング会社(以下「A 社」という。)は、会計事務所等のネットワーク・ファームであり、評価業務を提供している。B 株式会社(以下「B 社」という。)と C 株式会社(以下「C 社」という。)は、同じ不動産賃貸ビル事業会社を買収しようとしている。B 社と C 社は、当該ビル事業会社の買収に関して競合関係にある。また、B 社と C 社は、それぞれ A 社に当該ビル事業会社の評価を依頼しており、A 社にとって利益相反が生じ得る状況にある。

会計事務所等所属の会員及びネットワーク・ファームが影響されなければならない事項の一つである利益相反に関連して、以下の **問 1** から **問 3** の各設間に答えなさい。

【関係者及び取引概要図】



(注) A 社は、会計事務所等のネットワーク・ファームである。

**問 1** 以下は、日本公認会計士協会が定める倫理規則(以下「倫理規則」という。)における会計事務所等所属の会員による利益相反への対処に関する記述である。文中の **①** から **⑤** に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を塗りつぶしなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えない。

310.1 会員は、**①** を遵守するとともに、阻害要因の識別、評価及び対処のため、セクション120で規定されている**②** を適用することが求められる。

310.2 利益相反は、**③** の遵守に対する阻害要因を生じさせるとともに、他の**①** の遵守に対する阻害要因を生じさせる可能性もある。そのような阻害要因を生じさせる可能性があるのは、次のいずれかの場合である。

- (1) 特定の事項をめぐる(a)の依頼人の利益が相反している中で、会員が当該特定の事項に関連した(b)業務をそれら(a)の依頼人に提供する場合
- (2) 特定の事項をめぐる会員の利益と、当該特定の事項に関連した(b)業務をその会員により提供される依頼人の利益が相反する場合

310.3 本セクションでは、利益相反に対する**②** の適用に関連する具体的な要求事項及び適用指針を定めている。会員が、**④** を提供する際には、独立性に関する規則に従って独立性の保持も求められる。

R 310.4 会員は、職業的専門家としての**⑤** 又は業務上の**⑤** を危うくするような利益相反を回避しなければならない。

#### [選択肢]

- |   |                                 |                                 |
|---|---------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 概念的枠組み             | <input type="checkbox"/> 倫理規則   | <input type="checkbox"/> セーフガード |
| <input type="checkbox"/> 客觀性の原則             | <input type="checkbox"/> 誠実性の原則 | <input type="checkbox"/> 基本原則   |
| <input type="checkbox"/> 監査、レビュー又はその他の保証業務  |                                 | <input type="checkbox"/> 立場     |
| <input type="checkbox"/> 監査、レビュー又は合意された手続業務 |                                 | <input type="checkbox"/> 判断     |

**問 2** 上記 **問 1** の310.2項は、利益相反が阻害要因を生じさせる可能性がある場合の倫理規則の記述である。文中の下線部(a)及び(b)に当てはまる適切な語句を答えなさい。

**問 3** B社とC社との利益が相反する状況に対して、A社において利益相反によって生じる(1)阻害要因を除去し得る対応策の例、(2)阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策の例をそれぞれ一つずつ答えなさい。

**問題 2** D 監査法人(以下「D 法人」という。)の監査業務の依頼人である上場会社 E 株式会社(以下「E 社」という。)は、上場会社 F 株式会社(以下「F 社」という。)と業務提携し、20X1 年 12 月 1 日に F 社株式を 35 % 取得することとなった。D 法人は、F 社に監査業務を提供していなかったが、同社に対して会計システムの導入及びそれに関連する業務プロセスの策定に関する業務を提供している。当該業務は、日本公認会計士協会が定める倫理規則(以下「倫理規則」という。)において監査業務の依頼人に対して提供することが禁止される業務に該当する。当該株式の取得により、F 社が E 社の関連事業体となり、また D 法人の監査業務の依頼人になった場合、倫理規則に従って、以下の **問 1** から **問 3** の各設間に答えなさい。

**問 1** 当該株式の取得に伴い E 社の関連事業体となった F 社は、倫理規則 R400.71 項が適用される状況が生じており、D 法人は倫理規則に従い対応することが求められる。以下は、これに関連して、倫理規則で要求されている事項の記述(一部省略)である。文中の **①** から **④** に当てはまる適切な語句を以下の [選択肢] から選び、その記号を塗りつぶしなさい。ただし、[選択肢] は 1 回しか使えない。

R 400.71 会計事務所等は、(略)、次の事項を行わなければならない。

- (1) 会計事務所等は、当該関連事業体との **①** 及び **②** の利害及び関係を識別し、阻害要因に対処するために講じる対応策を勘案しつつ、それらの利害及び関係が独立性に与える影響、すなわち合併又は企業買収等の効力発生日以降も監査業務を継続できるか否かという点について検討しなければならない。
- (2) R 400.72 項の場合を除き、会計事務所等は、本規則において禁止される利害又は関係があれば、合併又は企業買収等の効力発生日までに、それらを解消するための措置を講じなければならない。

R 400.72 R 400.71 項(2)に定める例外として、会計事務所等は、合併又は企業買収等の効力発生日までに禁止されている利害又は関係を **③** に解消できない場合、次の事項を行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 利害又は関係を合併又は企業買収等の効力発生日までに **③** に解消できない場合、その **④** 及び阻害要因の水準の評価についての監査役等との協議

#### [選択肢]

- |                          |                          |                          |                           |                           |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|
| <input type="radio"/> 過去 | <input type="radio"/> 将来 | <input type="radio"/> 現在 | <input type="radio"/> 合理的 | <input type="radio"/> 実務的 |
| <input type="radio"/> 直接 | <input type="radio"/> 間接 | <input type="radio"/> 理由 | <input type="radio"/> 内容  | <input type="radio"/> 早急  |

**問 2** E 社による F 社株式の取得予定日までに D 法人と F 社との間で倫理規則により禁止されている利害又は関係を解消できない場合に、上記 **問 1** の R400.72 項(2)で規定されている E 社の監査役等との協議の結果、D 法人は、引き続き E 社の監査業務を行うことがある。D 法人が当該監査業務を行うために、E 社の監査役等との協議の他に実施しなければならない事項を二つ答えなさい。

**問 3** D 法人が 20X3 年 3 月期の F 社の財務諸表を監査する過程で、F 社の監査業務チームの構成員である監査スタッフ 1 年目の補助者甲の配偶者が F 社の株式を保有していることが 20X3 年 4 月 10 日に判明した。当該事実は、甲の監査業務への関与期間中に発見され、倫理規則に対する違反と認識された。

この場合、当該倫理規則違反に対処するために D 法人が行わなければならない事項を、監査役等とのコミュニケーション(協議又は報告等)を除き、二つ答えなさい。

**問題 3** 以下の①から④の行為について、金融商品取引法第 166 条における会社関係者によるインサイダー取引の禁止行為の規制に抵触するか否かを判断し、答案用紙の「抵触する」又は「抵触しない」のいずれかのマーク欄を塗りつぶしなさい。

- ① 甲は、監査補助者として従事している上場会社の監査の過程で業績の上方修正の情報を知り、当該上場会社が業績修正を公表する二週間前に、友人の名義で当該上場会社の株式を購入した。その三週間後、緊急に資金が必要となったため、当該株式を売却したところ、若干の損失が生じてしまった。
- ② 乙は、G 社(上場会社)に非監査業務を実施している過程で、G 社による H 社(上場会社)への株式公開買付の予定を知り、その事実が公表される前に H 社株式を購入した。当該株式はまだ売却していない。
- ③ 丙は、父親の死亡により、監査補助者として従事している上場会社の株式を相続した。当該株式はまだ売却していない。なお、丙は父親を扶養していなかった。
- ④ 丁は、ある上場会社が他社と合併するという重要事実に関する情報を会社関係者として入手していたが、当該情報はスクープ記事や臆測記事によって一般に知られるようになった。当該重要事実に関する情報は、当該上場会社からは公表されていないが、丁は、これらの記事によって当該重要事実は公表されたと判断して、当該上場会社の株式を売却した。

令和7年度修了

令和7年度修了

令和7年度修了

令和7年度修了

令和7年度修了

令和7年度修了